

# 青森県 トラック協会報

2026/1月号



## 賀 正



公益社団法人

青森県トラック協会

<http://www.aotokyo.or.jp>

No.536

# Contents 青森県トラック協会報 第536号 目次

## ●年頭ご挨拶

謹賀新年	1
公益社団法人 青森県トラック協会 会長 森山慶一	2
公益社団法人 全日本トラック協会 会長 寺岡洋一	4
東北運輸局 青森運輸支局 支局長 長内誠	8
青森労働局 局長 角井伸一	10
青森県警察本部 本部長 安田貴司	11

## ●協会だより

国土交通大臣表彰[トラック事業 役員功労]を受賞	12
「飲酒運転根絶誓約書」署名簿を青森県警察本部へ提出	12
ダンプトラック部会「標準的な運賃」収受に係る要望を実施	13
令和7年運輸関係功労者等表彰式	14
引越基本講習・管理者講習を開催	15
第327回理事会開催報告	15
初任運転者特別指導教育が無料でWeb受講できます	16

## ●適正化だより

事業者の皆様へのお願い(情報提供)	17
令和7年度 青森県貨物自動車運送事業安全性評価事業認定事業所一覧	18
Gマークステッカー等の案内	20
点呼は安全運行の要	22

## ●支部だより

青森支部	26
三八支部	28
弘前支部	35
上十三支部	37
南黒支部	42
西北五支部	44
下北支部	45

## ●陸災防だより

はい作業主任者技能講習会の開催ご案内	47
陸運業のための各種安全教育及び技能講習会開催のご案内	48

## ●お知らせ

助成事業の申請はお済みですか?	49
会員宛ご案内文書のメールアドレス登録について	49
本年も東北交通共済をよろしくお願ひいたします／東北交通共済	50
軽油価格調査報告(2025年9月分)について	52
軽油価格調査報告(2025年10月分)について	53

## 「毎月1日」は県民交通安全の日

暮らしを運ぶ  
緑ナンバートラック





輝かしい新春を迎え会員企業の皆様にとりまして、  
飛躍の年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

令和8年 元旦

## 公益社団法人 青森県トラック協会

会長  
三八支部長

**森山 慶一**

副会長  
南黒支部長

**山本 清人**

副会長  
青森支部長

**乳井 敏幸**

副会長  
西北五支部長

**東條 一彦**

副会長  
弘前支部長

**飯田 貴康**

副会長  
下北支部長

**館 進**

副会長  
上十三支部長

**岡田 寛紀**

専務理事

**古川 朋弘**

外職員一同



## 年頭のご挨拶

公益社団法人 青森県トラック協会

会長 森山慶一

新年あけましておめでとうございます。令和8年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様をはじめ、関係各位には、平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。また、昨年12月に発生しました青森県東方沖地震により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

令和7（2025）年を振り返りますと、いわゆる「物流の2024年問題」への対応が具体化する中、ドライバーの長時間労働のは正、適正な運賃・料金の収受、これまでの取引慣行の見直しなど、業界一丸となって取り組んでまいりました。

その一方で、昨年4月から施行された「改正物流法」では、ドライバーの労働環境改善と物流の生産性向上を目指し、荷主・物流事業者すべてに「荷待ち・荷役時間の削減」「積載効率の向上」などを努力義務として課し、運転者の負担軽減に取り組むことになりました。トラック運送事業者においても、実運送体制管理簿の作成や書面交付の義務付けなど多重下請構造の改善に向けて規制的措置が開始されたところです。

また、5月には、「改正下請法（取適法）」が成立し、発荷主と物流事業者の取引が対象になったことが大きな柱で、今年1月から施行されます。名称変更とともに、発注側による一方的な価格決定の禁止、手形払いの制限、振込手数料負担の禁止、運送委託への適用拡大、従業員数による適用基準の追加など、中小企業保護と取引の適正化が大幅に強化され、これにより、発注側・受注側双方の理解が求められ、実態に応じた公正な取引環境の整備が進みます。

さらに、6月には、「トラック適正化二法」が成立し、① トラック運送事業許可について5年ごとの更新制導入、② 国交大臣が定める「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限、③ 下請け委託次数を2回に制限する努力義務に加え、④ 違法な白ナンバートラックの利用を禁止（罰則付）し荷主等に対しては是正指導も実施、などを盛り込み、3年以内に施行される予定です。

こうした動きは、ドライバーの労働環境を改善し、適正なコスト収受を確保するための大きな前進であり、引き続き荷主からの適正な運賃・料金を収受すべく努力することが必要となります。本年は、これら制度改革の成果を具体化、実践していく年と位置付け、今後の運賃・料金交渉のためにも、運送原価を適切に把握し、ドライバーの賃上げなど待遇改善、担い手不足による人件費増、車両・整備費の高騰、荷動きの変動などの厳しい経営環境に対応していかなければなりません。

次に、輸送の「安全・安心」についてです。

私どもトラック運送事業者は、国民の暮らしや我が国の産業活動を支える公共輸送サービスの担い手として、各種法令を遵守し、業界や社業の発展に日夜懸命に努力しているところであります。

しかしながら、多くのドライバーの中の少数ではありますが法律を逸脱し、飲酒運転等により何ら落ち度のない方々を巻き込む事故が依然として絶えません。

青森県車籍の事業用貨物自動車による飲酒運転事故は、令和6年には2件発生し、1万台当たりの発生件数では全国ワースト2でありました。令和7年においても、1件の飲酒運転事故が発生しております。

当協会としては、このような事故を無くすため、昨年、会員すべてのドライバー・従業員を対象として、「飲酒運転根絶」に向けた署名活動を実施しました。

「飲酒運転根絶誓約書」は、「生命の尊さと交通事故の悲惨さ、そして飲酒運転の危険性を深く認識し、交通事故のない安全で安心して暮らせる交通社会を確立するため、飲酒運転追放三ない運動（「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」「乗るなら飲ませない」）を実践し、飲酒運転を根絶する」ことを誓うもので、賛同するドライバー・従業員が誓約書に署名したものを、8月から10月にかけて7支部の事務局を通じて集約し、全会員のうち約75%の494事業者、14,013名の誓約書が集まりました。

この集約した誓約書については、10月下旬に青森県警察本部様を訪問し提出することにより、飲酒運転は悪質で危険な犯罪行為だと認識し、飲酒運転を絶対「しない、させない、許さない」という強い決意のもと、当協会のすべての会員と従業員が一丸となって、飲酒運転根絶に向けて一層取り組むことを宣言するものであり、飲酒運転根絶への誓いをさらに強固なものとしたところです。

会員の皆様には、この誓いを過去のものとせず、飲酒運転「ゼロ」を目指し、本年も飲酒運転根絶に取り組んでいただくようお願いします。

また、車輪脱落による事故も後を絶たないことから、ホイール・ナット増し締め等の点検整備も徹底していただき、今一度、交通事故防止に向け、万全を期していただきたいと存じます。

青森県トラック協会といたしましては、トラック運送業界が抱える様々な課題解決に向け、関係機関とも連携しながら、会員の皆様を積極的に支援してまいります。会員各位におかれましても、各種取組を積極的に推進していただき、より安全で安心な質の高い公共輸送サービスの維持に努めていただきたく存じます。

また、関係各位におかれましては引き続きの当協会の運営について、ご指導・ご鞭撻を賜ります様お願い申し上げる次第でございます。

結びになりますが、会員並びに関係各位の皆様の益々のご発展とご健勝、ご多幸を心より祈念し、新年のご挨拶といたします。



## 令和8年 年頭所感

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 寺岡洋一

令和8年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。昨年6月、前任の坂本克己最高顧問の後任として全日本トラック協会の会長に就任しました。昨年は私個人にとっても、そしてトラック運送業界にとっても激動の年だったといえるでしょう。

まず、昨年4月には「改正物流法」（新物流効率化法、改正貨物自動車運送事業法）が施行され、5月には「取適法」（製造委託等に係る中小受託事業者に対する支払の遅延等の防止に関する法律）が成立し、今年1月1日から施行されました。そして、6月には「トラック適正化二法」（改正貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律）が成立しました。また11月の与野党合意により、今年4月1日に軽油引取税の暫定税率が廃止されることになりました。軽油引取税の暫定税率廃止に伴い、運輸事業振興助成交付金の維持に向け、超党派による議員立法で先の臨時国会に「運輸事業振興助成法改正案」（運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案）が提出されました。令和13年3月31日までの5年間、現行の交付金制度が維持される内容となっています。

トラック適正化二法の成立や運輸事業振興助成法改正案の国会提出に至ったのは、国會議員の先生方や国土交通省をはじめとした関係省庁及び労働組合のご理解はもとより、業界の皆様が一致団結して必死に汗を流してきた結果だと考えております。改めて、業界の皆様方のご尽力に心より御礼申し上げますとともに、運輸事業振興助成法改正案の早期成立に向け、引き続き関係の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

トラック適正化二法では、改正貨物自動車運送事業法のなかで、①トラック運送事業の許可について5年ごとの更新制の導入、②国土交通大臣が定める「適正原価」を下回る運賃・料金の制限、③再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化、④違法な白ナンバートラックの利用を禁止し（罰則付）、荷主等に対しては是正指導も実施——などを盛り込んでいます。

また、この事業法を担保するための「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」（新法）は、①基本方針の策定、②法制上の措置等、③物流政策推進会議——を柱としています。トラック適正化二法で示された内容が実現した暁には、業界を取り巻く景色が一変するのではないかと感じています。

全ト協では、私が委員長を務める、本件に特化した「トラック適正化二法対策委員会」を新たに立ち上げ、昨年8月27日に第1回委員会を開催しました。第1回委員会では、委員会設立の意義と経緯について説明した上で、「改正事業法の全面施行まで3年。業

界の健全な発展に向けて、本日お集まりの皆様が一致団結して、全面施行に向けて精一杯取り組んでいきたい」と決意を述べました。

今年4月には、「委託次数の制限」と「違法な白トラに係る荷主等の取り締まり」が施行され、続く第2段階は、公布後3年以内に施行とされており、令和10年春頃になると思われますが、ここから「許可更新制度」と「適正原価の遵守義務」が施行することになります。

全ト協では今後も、国交省と強く連携しながら、トラック適正化二法の全面施行に向けて準備を進めてまいります。

燃料価格をはじめとする輸送コスト上昇分や、ドライバーの労働条件改善を進めるための原資については、荷主に対して適切に運賃・料金として転嫁していくことが基本であり、トラック運送事業者が適正な運賃・料金を收受できる環境を整備することが重要であると考えます。そうした中で高騰する輸送コストや人件費等の上昇分を荷主に転嫁できていない運送事業者が少なくありません。荷主からコスト上昇分を運賃・料金として適正に收受できなければ、運送事業者の多くが持続可能な事業経営を行うことができなくなります。一方で、車両価格について、アルミや半導体等原材料費の高騰、あるいは安全や環境性能向上のための装備が増えることなどによって価格が高騰しており、全ト協として車両価格の高騰問題についてもしっかりと対応してまいります。

さらに昨年9月、軽油価格カルテルの疑いで公正取引委員会により石油販売会社に対し、犯則調査が行われました。大変遺憾なことであり、全ト協としては、徹底的な事実解明と厳正な対処を求めるとともに、公取委の動向を注視し適宜対応を図ってまいります。

現在、国交省では、トラック適正化二法で規定された適正原価の算定に向けた準備が進められています。適正原価という指標を国に示していただくことは大変ありがたいことであり、法的根拠のある適正原価が導入されることで、荷主が運送事業者に対して不当な運賃で輸送を依頼することへの大きな抑止力になることが期待されます。

一方、適正原価の算定にあたっては、現在、国交省において、全事業者を対象に実態調査を実施しており、本調査では全国のトラック運送事業者から原価構造等のデータを提供いただく必要があります。会員事業者の皆様には必ず回答をお願いいたします。

併せて、全ト協では、適正原価の実効性を高めるとともに、運送事業者が適正な運賃・料金を收受できる環境の整備を進めるために、国交省をはじめとした関係省庁と連携し、独占禁止法や取適法における取締りや指導の強化、令和6年11月に体制が強化されたトラック・物流Gメンによる情報収集や荷主等による悪質な行為に対する是正指導の強化等を通じて、輸送コスト上昇分やドライバーの待遇改善に向けた原資を確保できるような取引環境の整備に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

昨年4月に施行された改正物流法では、荷主や物流事業者等に対し、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮、積載率の向上等に資する取り組みを行う努力義務を課しているほか、元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作

成を義務付けるとともに、荷主およびトラック運送事業者等に対し、運送契約締結時の書面交付等を義務付けています。

さらに、本年4月から、一定規模以上の荷主に対して、物流統括管理者（CLO）の選任、中長期的な計画の作成や取り組み状況の報告等が義務付けられます。取り組みの実施状況が不十分な場合は、勧告・命令が実施されることとなります。

これらにより、物流業界の多重下請構造を是正し、実運送事業者の適正な運賃収受を図っていくことになります。

全ト協では、改正物流法を解説する会員事業者向けホームページを開設したほか、実務者向けに法改正の内容を分かりやすく解説する動画を公開するなど、会員事業者の理解促進に取り組んでいます。

また、運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した書面の交付が運送事業者と荷主の双方に義務付けられたことを受けて、全ト協では会員事業者が荷主との運送契約を円滑に、かつ効率的に締結できるよう、「運送申込・書面化アプリ」を開発し、デジタル化対応が進んでいない中小運送事業者に無償で提供しています。

併せて、全ト協では国交省と連名でリーフレットを作成し、事業者や荷主に向けた広報活動を展開するなど、業界全体で発信力を高め、改正物流法の周知徹底に努めたいと考えています。

トラック運送業界は、「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置付けながら事業を展開しなければなりません。

しかしながら、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故件数は令和6年よりも減少しているものの、依然として多い状況にあります。また、根絶すべき事業用トラックによる飲酒事故も依然として発生しているほか、大型車による車輪脱落事故も発生しています。

国交省では、令和7年度までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」に代わる次期総合安全プランの策定に向けた準備を進めています。全ト協では、次期総合安全プランを受けて策定する次期「トラック事業における総合安全プラン」に基づき、事業用トラックが関係する交通事故による死傷者数等の目標達成を図ります。会員事業者の皆様におかれましては、今一度基本に立ち返り、緑ナンバーの自信と誇りをもって安全運行の徹底に努め、安全・安心な輸送の確保をお願い致します。

気候変動をもたらす地球温暖化防止のため、全ト協では2050年のカーボンニュートラルを目指し、「トラック運送業界の環境ビジョン2030」を定めています。本ビジョンのメイン目標として、トラック運送業界全体の2030年CO<sub>2</sub>排出原単位を2005年度比で31%削減することを掲げ、環境対応車導入促進助成事業や「トラックの森」づくり事業などの取り組みを引き続き推進してまいります。また、「黄金のペットボトル」など社会問題化するゴミのポイ捨て問題についても、業界全体の意識の向上を図るため、

会員事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

トラック運送事業者が「国民生活と経済のライフライン」としての機能を果たし続けていくためには、利用者目線での計画的な道路整備の推進が必要です。

道路を使用するドライバーの労働環境改善の観点から、暫定2車線区間の4車線化やミッシングリンクの解消、渋滞対策の推進、高速道路のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）などにおける駐車スペースの整備・拡充など、多くのトラック運送事業者の輸送効率化に繋がる道路整備の推進が求められます。また、トラック輸送は国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手であることから、運送事業者にとって利用しやすい高速道路料金水準が求められます。

全ト協では全国道路利用者会議と連携して、我が国の生産性を向上させ、成長力および国際競争力を強化するため高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、重要物流道路の整備推進など幹線ネットワークの強化を国交省等に働きかけていきます。また、高速道路料金について、利用に応じた料金制度としつつ、運送事業者向け割引の継続を強く求めていきます。さらに、ドライバーの働き方改革や生産性向上、カーボンニュートラル推進を図るため、利用者目線での渋滞対策の実施、道の駅などの休憩施設の機能強化、中継物流拠点の整備および交通結節機能の強化などを求めていきます。

SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設は、労働関係法令の遵守およびドライバーの労働環境改善のためになくてはならない必要な施設であることから、全ト協では、SA・PA、道の駅における大型車および特大車用の駐車スペースや休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、引き続き国交省等に対して要望活動を行っていきます。

我々トラック運送事業者の願いは、エッセンシャルワーカーとして物流の現場で日々奮闘しているドライバーに、夢や希望、誇りを胸に、「我々が日本のくらしと経済を支えている」との熱い思いをもちながら、日々仕事をしてもらうことに他なりません。

多くの運送事業者が荷主等に対して果敢に運賃・料金交渉を行い、適正運賃・料金を收受することで、ドライバーの地位向上と労働条件の改善が図られるとともに、それが安定的な物流の確保に繋がり、国民経済の健全な発展に寄与するのです。

スピード感をもちながら重点的に解決していかなければならない課題は、地域によって温度差があり様々です。私は、「業界内の風通しを良くしていくこと」も非常に重要であると考えています。会員事業者の皆様方から、様々な課題を全ト協に対し積極的にご提供いただくとともに、全ト協としては、そうしたお声に真摯に耳を傾け、「会員ファースト、業界ファースト」で業界の健全な発展に資する諸施策を強力に推し進め、個々の事業者の持続的な成長に繋げていきたいと考えております。

会員事業者の皆様方のますますのご発展をご健勝、ならびにご多幸を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 年頭のご挨拶

東北運輸局 青森運輸支局

支局長 長内誠

新年、あけましておめでとうございます。

令和8年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人青森県トラック協会森山会長をはじめ会員の皆様方には、平素より国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、昨年12月に発生しました青森県東方沖地震により被害を受けた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

貴協会におかれましては、輸送秩序の確立はもとより輸送の安全・事故防止等に積極的に取り組まれ、地域社会への貢献と業界の発展にご尽力されておりのこと、さらには、物流の多様化・高度化する利用者ニーズに的確に対応され、我が国の産業の発展と国民生活の維持・向上に日々貢献されておりることに対しまして、改めて心からの敬意と感謝を申し上げます。

トラック運送業界は「物流の2024年問題」の対策を背景とし、物流革新に向けた取り組みが加速しておりますが、トラック運送事業者の皆様には、物流効率化など様々な取り組みを荷主企業とともに進めていただいておりますことに対しましても重ねて御礼申し上げます。取り組みを着実に推進することにより、我が国の経済と人々の暮らしを支える物流が、真に持続可能な物流になるものと確信しております。

トラック運送事業においては、一昨年の物流改正法の施行や昨年6月には議員立法によりトラック適正化2法が成立し、「許可の更新制度の導入」「適正原価を下回る運賃・料金の制限」「委託次数の制限」「違法な白トラに係る荷主等の取り締まり」など物流の効率化やトラック事業が魅力あるものとなる土台が整備されてきております。また、昨年11月には「委託次数の制限」「違法な白トラに係る荷主等の取り締まり」等に関する規定の施行期日を令和8年4月1日と定める政令等が閣議決定されるなど、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上に向け法制上の措置を講ずるための整備が進められております。

政府では、2030年度に向けた中長期計画を踏まえた構造的な賃上げ環境を実現するため、昨年10月及び11月を「トラック・物流Gメン」の集中監視期間とし、トラック事業者及び倉庫業者への積極的な情報収集、荷主への是正指導等の実施、荷主・元請事業者等への周知、協力要請等の実施を行うなど、一層の価格転嫁・取引適正化を推進し

ました。

青森運輸支局といたしましても、東北運輸局と連携し、悪質な荷主・元請け事業者に對しては確実に是正措置を講じてまいります。また、不当に低廉な運賃により契約を確保・維持し、安全対策をおろそかにし、トラックドライバーに不当な労働を強いる悪質な運送事業者についても、青森県貨物自動車運送適正化事業実施機関との連携により適正な指導や監査を実施し、改善を促し、改善が見られない場合はさらに厳正に対処することで事業環境の健全化を図ってまいります。

運送事業の根幹は「安全・安心」です。令和8年度は「次期事業用自動車総合安全プラン」として、あらたに取り組みをすすめる年となります。これまで、東北運輸局では特に、車輪脱落事故防止、飲酒運転「ゼロ」については非常に重要であるとの認識から重点的に取り組みをすすめてまいりました。引き続き、事業用自動車の安全と安心を確かなものとするため、「次期事業用自動車総合安全プラン」の取り組みとともに運輸安全マネジメント評価、安全性優良事業所（Gマーク）制度等を活用した安全に対する事業者の意識向上など引き続き事故防止対策に取り組んでまいります。

皆様におかれましても、着実に取り組みを推進していただき、運送事業の根幹である「安全・安心」を第一として、今後とも業界を挙げて、法令の遵守と、安全・安心な運送サービスを提供していただくよう改めてお願ひ申し上げます。

結びに、新しい年が公益社団法人青森県トラック協会並びに会員事業者皆様にとって、明るく素晴らしい1年となることを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 年頭のご挨拶

青森労働局

局長 角井伸一

新年おめでとうございます。

公益社団法人青森県トラック協会並びに会員の皆様方におかれましては、平素より労働行政の推進にあたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、輸送・機械運転従事者の求人倍率は2.7倍を超えるなど、運輸業界の人手不足感は強い状態が続いています。青森労働局では、運輸を含めた人手不足分野への支援強化として、ハローワーク青森、八戸、弘前に設置している「人材確保対策コーナー」を主に活用して、道路貨物運送業における安定的な人材確保の支援を引き続き進めてまいります。

また、昨今のエネルギー・原材料等の価格高騰により、コスト上昇分を十分に価格転嫁できていない現状を踏まえ、企業収益と賃上げの好循環の実現に向けた価格転嫁の機運醸成を図るため、青森県をはじめとした関係機関と連携を図りながら労務コスト等の価格転嫁や中小企業・小規模事業者が賃上げできる環境の整備を目指しています。

自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用と改正自動車運転者に係る改善基準告示の施行から1年9か月が経過しました。長時間労働の是正等に向け、取引慣行など事業主の努力のみでは見直すことが困難な事情があることを踏まえ、青森労働局では、長時間の恒常的な荷待ちの改善等に関し荷主特別対策チームによる発着荷主企業への要請を行うとともに、様々な業種の事業場に対して県内各地で説明会を実施し、更なる法令知識等の定着と具体的改善策の実施に向けた支援を行っています。

これからも貴会の皆様に御協力をいただきながら、県内産業を支える道路貨物運送業が更なる魅力ある職場となるよう、実効性のある施策を展開していく所存ですので、引き続き、当局の取組への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、貴協会及び会員の皆様方の益々の御発展と御健勝を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



## 年頭のご挨拶

青森県警察本部

本部長

**安 田 貴 司**

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人青森県トラック協会及び会員の皆様におかれましては、平素から交通安全活動はもとより、各種警察活動に格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県警察では、昨年の交通警察の目標として「交通死亡事故の抑止～ルール遵守と安全行動の定着～」を掲げ、「歩行者・自転車等安全対策」及び「悪質危険運転根絶対策」を推進重点として諸対策を強力に推進したところであります。

しかしながら、依然として飲酒運転による交通死亡事故が発生しているほか、交通事故死者に占める高齢者の割合は高く、今なお多くの尊い命が交通事故で失われております。

このような交通情勢を踏まえ、県警察といたしましては、本年も引き続き飲酒運転や重大事故に直結する悪質・危険な交通違反の取締りを徹底するとともに、子どもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保、自転車の交通ルールや交通反則通告制度導入に関する広報啓発活動、さらには、交通実態に即した交通安全施設の整備など、総合的な交通安全対策を強力に推進してまいります。

こうした対策を着実に推進していくためには、関係機関・団体の皆様によるお力添えが欠かせないところでありますが、昨年中は、貴協会から、648会員事業所、総署名数14,013名に及ぶ「飲酒運転根絶誓約書」をいただきました。

飲酒運転の根絶に向け、貴協会が一丸となって取り組まれたことは、非常に頼もしく、県内の交通安全意識の向上に大きく寄与するものであり、改めて深く敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

また、担い手不足や燃料価格高騰といった様々な難題を抱えられている中で、経済活動の基盤となる物流を支える運送業務を安全安心に行うため、引き続き各事業所における適切な運行管理を実施していただくとともに、プロドライバーとして県民に対する模範を示していただくようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人青森県トラック協会のますますの御発展と会員の皆様の御多幸、御健勝を祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

## 国土交通大臣表彰【トラック事業 役員功労】を受賞

多年にわたり、トラック事業の振興に努め、業界発展に寄与されたご功績により、次の方が受賞されました。誠におめでとうございます。

心からお祝い申し上げますとともに、ますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

千葉 茂 氏（千葉貨物運輸株式会社）

葛西 正之 氏（有限会社トワダ運送）



表彰式に出席された 千葉社長



受賞者 1列目の左から4人目（千葉貨物運輸㈱ 千葉代表取締役）

## 「飲酒運転根絶誓約書」署名簿を青森県警察本部へ提出

10月29日(水)、(公社)青森県トラック協会 会長 森山 廉一(株共同物流サービス)並びに交通対策・労務厚生委員会 委員長 棟方 晃(有)棟方運送)らが青森県警察本部を訪問し、青森県警察本部長宛てに「飲酒運転根絶誓約書」署名簿を提出しました。

この誓約書は、飲酒運転追放三ない運動「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」「乗るなら飲ませない」を実践し、飲酒運転を根絶することを誓うもので、署名活動は8月下旬に開始し、10月上旬までに回収され、会員事業者494社からドライバーや職員計14,013名の署名が集まりました。

提出式では、森山会長が「各事業所では出発時のアルコールチェックをしているが、依然として飲酒運転による事故が発生している。今回の署名活動を通じて、年末の繁忙期を前に気を引き締めてほしい」と述べ、県警本部交通部長増田 岳樹様に署名簿を手渡し、会員事業者と従業員が一体となり、飲酒運転根絶に取り組む姿勢を改めて示しました。



中央：青森県警察本部交通部長 増田 岳樹 様

左：(公社)青森県トラック協会 会長  
森山 廉一(株共同物流サービス)

右：交通対策・労務厚生委員長  
棟方 晃(有)棟方運送)

## ダンプトラック部会 「標準的な運賃」収受に係る要望を実施

青森県トラック協会（会長 森山 慶一（株）共同物流サービス）は10月22日、青森県県土整備部、国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所、及び一般社団法人青森県建設業協会に対して、公共事業における「標準的な運賃」収受の徹底を求める要望を実施しました。

森山会長らから、県内のダンプトラック運送事業者は暮らしと経済を支える公共輸送サービスとして、改善基準告示の遵守と適正運賃の支払いが不可欠であると説明し、国・地方公共団体及び建設業者をはじめとした元請事業者等による周知徹底を強くお願いしました。中小事業者が多数を占める業界において、適正な運賃収受が困難な現状は事業継続の危機につながると訴え、青森県トラック協会を代表して各応対者へ要望書を手交しました。各団体・行政側からは要望を重く受け止め、安定的な物流と県民生活を維持するため必要な取組を進めたいとの回答を得ました。

### ■要望者

公益社団法人青森県トラック協会	会 長 森山 慶一（株）共同物流サービス
// ダンプトラック部会	部 会 長 工藤 昭義（株）丸源産業
// ダンプトラック部会	副部会長 田澤 一雄（有）田澤興業
// ダンプトラック部会	顧 問 岡田 安正（株）大興
//	専務理事 古川 朋弘
// 業 務 部 主 任 石森 幸治	

### ■応対者

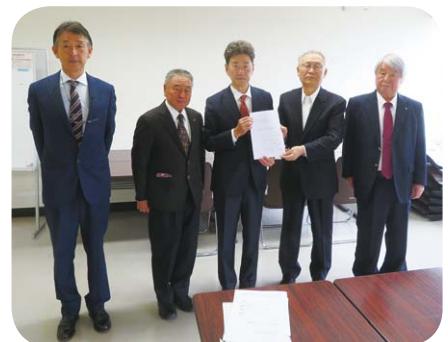
一般社団法人青森県建設業協会	会 長 鹿内 雄二様 ほか
青森県県土整備部	部 長 新屋 孝文様 ほか
青森河川国道事務所	副 所 長 船田 正和様 ほか



青森県県土整備部にて



青森河川国道事務所にて



一般社団法人青森県建設業協会にて

## 令和7年運輸関係功労者等表彰式

令和7年運輸関係功労者等表彰式が11月4日（火）ホテル青森（青森市）において開催され、トラック事業部門では次の方が表彰され、青森運輸支局 長内 誠 支局長から表彰状が授与されました。

### 東北運輸局長表彰 トラック部門 受賞者名簿（順不同）

#### ◇安全性優良事業所表彰（Gマーク）

事業所 黒石貨物自動車株式会社 本社営業所  
事業所 トヨタ小野グループサービス株式会社 本社

### 青森運輸支局長表彰 トラック部門 受賞者名簿（順不同）

#### ◇運輸関係功労者表彰

事業役員 三浦一真様 黒石貨物自動車株式会社  
事業役員 小比類巻豊様 有限会社小比類巻建設  
事業役員 北向睦亮様 有限会社北向建材

#### ◇安全性優良事業所表彰（Gマーク）

NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社 青森センター	丸大運輸株式会社 八戸営業所
日の出運輸企業株式会社 青森営業所	有限会社藤商陸送 本社
有限会社トワダ運送 本社	青森郵便自動車株式会社 本社営業所
北東北福山通運株式会社 青森支店	株式会社協和輸送 本社営業所
グローブ物流センター株式会社 本社営業所	株式会社協和輸送 青森支店
青森綜合警備保障株式会社 青森警送支社 弘前警送隊	株式会社協和輸送 弘前営業所
青森綜合警備保障株式会社 青森警送支社 八戸警送隊	株式会社協和配車センター 本社営業所
青森三八五流通株式会社 八戸営業所	株式会社丸祐運送 八戸営業所
下北交通株式会社 むつ営業所	北海道西濃運輸株式会社 八戸営業所
株式会社ネット 本社営業所	大泉運輸株式会社 本社営業所
SBSフレイトサービス株式会社 青森営業所	八戸運輸倉庫株式会社 本社



受賞者

## 引越基本講習・管理者講習を開催

引越利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした「引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）」の認定要件となっている引越基本講習を11月5日（水）、引越管理者講習を11月6日（木）に青森県トラック協会研修センターにおいて開催しました。

本講習は公益社団法人全日本トラック協会 輸送事業部 山本 竣稀 様が講師を務め、受講者は標準引越運送約款や関係法令等の知識、また、お客様対応や接客マナー等、引越に係る知識を深めました。



講師

(公社) 全日本トラック協会 輸送事業部  
山本 竣稀 様



講習の様子



### 引越安心マークとは

公益社団法人全日本トラック協会では、平成26年度より「引越事業者優良認定制度」を創設しました。当制度は、安全・安心な引越サービスを提供すると全日本トラック協会が認めた引越事業者を、引越優良事業者として認定するものであり、該当事業者には優良事業者の証として「引越安心マーク」が交付されます。

## 第327回理事会開催報告

### 第327回理事会

日時 令和7年10月29日(水) 13:30~15:00

場所 青森県トラック協会研修センター「大研修室」

第327回理事会の議題は以下のとおり、すべて承認されました。

#### 協議事項

- 第1号議案 令和7年度上半期 業務報告について
- 第2号議案 令和7年度上半期 収支報告（一般会計、交付金会計）について
- 第3号議案 理事との競合取引に関する会長専決について
- 第4号議案 会員の入会承認等について
- 第5号議案 令和7年度 青森県トラック運送事業者原油価格高騰対策事業運行支援金の実施結果について
- 第6号議案 令和7年度 青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業「免許補助金」の申請状況について

報告事項1 「標準的な運賃」収受に係る要望会について

報告事項2 「飲酒運転根絶誓約書」署名簿の提出について

## Qグッドラーニング!

オンラインでの初任運転者特別教育講習はこちら

# 初任運転者特別指導教育が 無料でWeb受講できます

当協会は、初任運転者特別指導教育として、いつでもどこでもオンラインで受講可能なeラーニングを導入しています。

会員事業者や受講対象者の都合に合わせて受講することが可能ですので、ぜひ、ご活用ください。

### ◇受講内容

「初任運転者に対する特別な指導」で示す座学**15時間以上**のうち、**約12時間分**をeラーニングで受講します。（指導・監督指針の12項目+ドラレコを使用した危険予知講座2+実力テスト）

**実車を使用しての下記教育（約3時間分）は事業者で実施し、記録保存が必要です。**

- ①日常点検に関する事項
- ②事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項
- ③貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項

### ◇参考 初任運転者に対する特別な指導（国土交通省告示第1366号）の内容

- (1) 指導・監督指針の12項目を座学及び実車を使用し指導→15時間以上
- (2) 実際に事業用自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗指導→20時間以上

### ◇eラーニングのメリット

- ・パソコン、タブレット、スマートフォンで受講可能
- ・会員事業者や受講対象者の都合に合わせて申込み、受講が可能
- ・各講座に理解度チェックリストがあり、効果測定後に適切なフォローが可能
- ・終了後に指導教育記録簿、実車を使用しての指導項目教材一式がメールにて送付

申込（予約）及び受講までの流れ等、詳しくは、青森県トラック協会ホームページのトップページのバナーにてご確認ください。



## 事業者の皆様へのお願い（情報提供）

物流業界の適正な運賃収受・労働環境の改善を実現するために、荷主・元請事業者による①恒常に長い荷待ち時間、②契約にない付帯業務、③運賃・料金等の不当な据置き、④過積載運送の指示、⑤異常気象時の運送依頼、⑥その他無理な運送依頼等の違反原因行為がある場合は、「トラック物流Gメン」、「目安箱」、「Gメン調査員」に情報提供いただきますようにお願いいたします。

### 国土交通省 東北運輸局 「トラック・物流Gメン」とは…

トラック・物流Gメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「ブッシュ型(積極的)情報収集」や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

**【働きかけ・要請の手順】**

```

graph LR
    A[情報入手] --> B[情報確認]
    B --> C[トラック・物流Gメンによる悪質な荷主等への是正指導]
    C --> D[働きかけ]
    D --> E[要請]
    E --> F[勧告・公表]
    F --> G[次、荷主の行為が独立禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知]
  
```

**【働きかけ後の改善事例】**

<b>依頼(契約)にかった附帯作業</b> (食品製造卸会社・真荷主等)	<b>長時間の荷待ち</b> (製造業・発荷主)
<b>- 改善策 -</b> 作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結	<b>- 改善策 -</b> 「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を中継地点として活用」などを実施

**【目安箱（具体的なイメージ）】**

**【トラック・物流Gメンの適切な活動のため、目安箱への投稿をお願いします。】**

**投稿いただきたい内容**

- ご意見・事例の分類  
…長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
- ご意見・事例の具体的な内容  
…いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- 貨物の種類  
…加工食品、日用品、機械・機械部品など
- 発着荷主の業態  
…農林漁業、鉱業・碎石業・砂利採取業など
- 投稿者の情報  
…会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など  
※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

※荷主等（働きかけ・要請の対象）から情報提供元が特定されないように配慮します。

「昔から・・」、「身バレが・・」、「仕事がなくなる・・」と  
荷主との交渉や違反行為の情報提供等ができないままでは、現状は変わりません。  
**『今が変わる・変える時です。』**



## 令和7年度 青森県貨物自動車運送事業 安全性評価事業認定事業所一覧

**新規：20事業所（有効期間：2026年1月1日から2年間）**

(申請順)

中当建設(株) 本社	フジトランSPORT(株) 青森支店	(有)仁美運輸 本社
津軽高速運輸(有) 本社	青森定期自動車(株) 五所川原営業所	(株)MITSUYOSHI 本社営業所
日興運輸(株) 黒石フレッシュセンター	(株)フジヨシ運輸 本社営業所	丸松運輸(有) 本社
(株)相馬サービス 本社営業所	(有)東西物流 本社	青南運送(株) 本社
(株)エコブリッジ 本店営業所	共栄陸運(株) 青森	東北臨海興業(株) 本社
(株)新盛建設運輸 本社	(株)大興 本社	大坊運送(株) 黒石営業所
東邦開発土木(株) 本店営業所	(有)新月運送 本社	

**初回更新：14事業所（有効期間：2026年1月1日から3年間）**

(申請順)

(株)ラクウン 八戸	(有)小沢土木 本社営業所	八戸輸送サービス(株) 本社
(有)三浦総建 本社	(株)日配運輸 黒石営業所	(株)ハート引越センター 青森営業所
(株)北栄運輸 本社	青森定期自動車(株) 八戸支店	青森定期自動車(株) むつ営業所
北東北福山通運(株) 青森むつ営業所	(株)マルイチ運送 本社	(有)弘前総合物流 本社
三協運輸(株) 黒石営業所	(株)協和輸送 北畠営業所	

**2回目更新：17事業所（有効期間：2026年1月1日から4年間）**

(申請順)

下田町運送(有) 本社	柳田運輸(株) 八戸営業所	東奥陸送(株) 八戸営業所
(株)エネックス 青森営業所	八戸運送企業組合 本社営業所	(株)フジフィールド 八戸営業所
(株)NICHIRUN 本社	みちのく流通(株) 八戸	(株)NICHIRUN 八戸事務所
(有)八戸急行 本社営業所	(株)平産業運輸 青森営業所	(有)山田運輸 本社
勅使川原産業(株) 青森	(有)正豊運輸 本店営業所	第一貨物(株) 八戸支店
(有)小笠原運送 本社	(有)赤石貨物 青森営業所	

**3回目更新：13事業所（有効期間：2026年1月1日から4年間）** (申請順)

セイノースーパーエクスプレス(株) 八戸営業所	八通運輸(株) 本社	平賀運送(株) 本社
(有)新和運送 本社	(有)サクラ配達サービス 本社	(株)丸清起業 本社
音喜多運送(株) 本社	相和物産(株) 本社	近物レックス(株) 弘前営業所
釜湧運送(有) 本社	(有)アドバンス 本社営業所	近物レックス(株) 青森支店
(有)松広運輸 本社		

**4回目更新：14事業所（有効期間：2026年1月1日から4年間）** (申請順)

青森通運(株) 本社	盛運輸(株) 本社営業所	八戸通運(株) 自動車
(株)丸祐運送 八戸営業所	佐川急便(株) 弘前営業所	ロジトライ東北(株) 青森事業所
ヤマト運輸(株) 青森東大野営業所	ヤマト運輸(株) 青森柳川営業所	青森東邦運輸倉庫(株) 本社
(株)エネックス 八戸営業所	(株)丸善配達 本社	(株)協和輸送 本社
(株)協和輸送 弘前	(株)協和輸送 青森支店	

**5回目更新：18事業所（有効期間：2026年1月1日から4年間）** (申請順)

龍北運輸(株) 青森	中央トラック運送(株) 鮫営業所	下北交通(株) むつ営業所
(株)佐々木運送 本社	(株)ヤマダイ興業運輸 本社	(株)川村土木 本社
(株)東北デイリーサービス 青森営業所	中越テック(株) 青森営業所	青森三八五流通(株) 六ヶ所
青森三八五流通(株) 五戸	(株)エス・ネット八戸 八戸営業所	(株)バイタルエクスプレス 弘前営業所
キユーソーティス(株) 階上営業所	(株)東北高速道青森 本社	青森三八五流通(株) 八戸
青森東邦運輸倉庫(株) 八戸支店	青森三八五流通(株) むつ	三八五ライン(株) 本社

**Gマークステッカーのご注文は、Web申込をご利用ください。**

**安全性優良事業所  
認証取得後は**

# **効果的なアピールも忘れずに!**

荷主様や地域社会への認知度アップを図るためのGマークステッカーをご用意しました。

**新規**

**有効期限2027年末**



**初回更新**

**有効期限2028年末**



**2・3・4・5回目更新**

**有効期限2029年末**



「認定ステッカー」「中判ステッカー」「3Mステッカー」は、各5枚よりご購入いただけます。

**掲載している商品はすべて税抜き・送料込価格です**

**認定  
ステッカー**

**サイズ：縦380mm×横300mm  
5枚4,100円(6枚目から1枚380円)**

一番大きいステッカー。遠くからでも一目でわかる、荷主企業や一般消費者にわかりやすい標準サイズのステッカーです。

**中判  
ステッカー**

**サイズ：縦250mm×横200mm  
5枚3,300円(6枚目から1枚270円)**

皆様からご好評の中判ステッカーです。認定ステッカーよりひと回り小さい、使い勝手のよいサイズのステッカーです。

**3M  
ステッカー**

**サイズ：縦300mm×横240mm  
5枚6,500円(6枚目から1枚880円)**

エア抜き加工により、貼るときは空気が入りにくく、はがす際は糊残りしにくい3M製フィルムを使用したステッカーです。

注文枚数に対する  
代金の計算方法

**最小注文枚数5枚 + 6枚目追加から×追加枚数 + 消費税**

**参考**

計算例：認定ステッカー5枚購入の場合 4,100円+消費税=商品代金(送料込)  
8枚購入の場合 4,100円+(380円×8-5枚)+消費税=商品代金(送料込)

**ご注文はこちら ▶**

**Web申込 <https://www.d-k-s.co.jp/>  
スマホでQRコードを読み取って詳細をチェック! →**



**2025年度認定マークを使用した規定サイズ以外のステッカーの注文等**

認定ステッカーとは寸法や材質の異なるステッカーの作製についても、可能な限り対応させていただきます。大光社印刷株式会社までお電話でお問い合わせ願います。(注：寸法又は材質により受注できないものもありますので、ご容赦下さい。)

## Gマークを使用したツールのご注文は、Web申込をご利用ください。

安全性優良事業所のGマークは、全国実施機関が認めた、御社の信頼とステイタスの証です。より多くの目に留まることで荷主様や地域社会へのGマークの認知度が高まり、評価もさらに確かなものになります。  
その広報活動をお手伝いする、Gマークを使用したツールをご用意しました。  
是非ご活用下さい。

### 名刺用シール（サイズ 18mm×14mm）

有効期限別にシールをご用意しました。  
1シートに50枚のシールがついています。  
10シートで名刺500枚分です。



※シート見本



#### 名刺用シール 購入価格

名刺用シール  
10シート  
(最小注文数)  
**2,600円**  
(税抜・送料込み)

10シートよりご注文をお請けしております。  
11シート以上のご購入につきましては、10シート2,600円+1シートにつき180円となります（税抜）。

**2,600円+@180円×(購入シート数-10シート(最小注文数))**

購入例(12枚購入の場合)

12シート購入=2,600円+@180円×(12シート-10シート(最小注文数))=2,960円+消費税

### 認定ワッペン（サイズ88mm×70mm）



#### 認定ワッペン 購入価格

認定ワッペン  
10枚  
(最小注文数)  
**2,200円**  
(税抜・送料込み)

10枚よりご注文をお請けしております。  
11枚以上のご購入につきましては、  
10枚2,200円+1枚につき160円となります（税抜）。

**2,200円+@160円×(購入枚数-10枚(最小注文数))**

購入例(12枚購入の場合)

12枚購入=2,200円+@160円×(12枚-10枚(最小注文数))=2,520円+消費税

### 認定証ケース（サイズ 縦350mm×横260mm）

取得された認定証を掲示するためのケースです。

※掲示例



#### 認定証ケース 購入価格

認定証ケース  
1ケース  
**3,500円**  
(税抜・送料込み)

1ケース 3,500円（税抜・送料込み）  
2ケース目からのご購入につきましては  
1ケース 3,500円+1ケースにつき2,300円（税抜）  
となります。

**3,500円+@2,300円×(購入ケース数-1ケース)**

購入例(3ケース購入の場合)

3,500円+@2,300円×(3ケース-1ケース)=8,100円+消費税

### お問い合わせ（まとめてご購入される方）

※ 販売価格は予告なしに変更になる場合がございます

複数の認定事業所（営業所）分をまとめてご購入される場合は、お電話にてご相談ください。

**大光社印刷株式会社** (担当：総務部)

〒135-0021 東京都江東区白河2-10-4

TEL : 03-3643-2971

ホームページ : <https://www.d-k-s.co.jp>

## 「自動点呼」

## 「遠隔点呼」

## 「IT点呼」

### などの違いをポイント解説！

安全運行の要である「点呼」は、最近のICT（情報通信技術）の高度化に伴い、安全対策の面からも高度な運行管理業務に活用されるようになりました。ここで取り上げる「点呼」は、新たに認められた「業務前自動点呼」と、これまでに認められてきた各種点呼などの違いを解説していきます。

まず、「遠隔点呼」ですが、安全性優良事業所（Gマーク事業所）及び過去3年間に点呼に係る違反がないなど一定の要件を満足する営業所だけに認められていた「IT点呼」と異なり、令和5年4月から「遠隔点呼」が認めされました。

この「遠隔点呼」は、運送事業者が、国が点呼告示で定める機器・システムの要件を満たす遠隔点呼機器を用いて、営業所内または営業所間等で行う点呼のことです。使用機器・実施場所・運用上の遵守事項などについても国の告示で定められています。

さらに、令和7年からは管理の受委託契約を行うことで資本関係がない事業者間でも「営業所ごとの受委託契約」締結することで「遠隔点呼」が実施できるようになりました。※「遠隔点呼」に使用する機器には認定制度はなく、国の要件を満たす「機器・システム」を導入する必要があります。

また、令和5年4月からは自動点呼機器を活用する「業務後自動点呼」が、さらに、令和7年から「業務前自動点呼」も認められ、運行管理者の業務の効率化が図られることになりましたが、「業務前・後自動点呼」に使用する機器は、「国があらかじめ認定した自動点呼機器」以外は使用することができません。

上述の「遠隔点呼」、「業務前自動点呼」、「業務後自動点呼」は、いずれも実施する10日前までに運輸支局長等に届け出する必要があります。

### 点呼に関する法体系

#### 法律

- 省令で定める事項を遵守（輸送の安全性の向上）  
○貨物自動車運送事業法第13条

#### 省令

- 業務前点呼  
○輸送安全規則第7条第1項
  - 業務後点呼  
○輸送安全規則第7条第2項
  - 中間点呼  
○輸送安全規則第7条第3項
- ・対面又は大臣が定める対面と同等の点呼（告示）

#### 告示

- 遠隔点呼  
○遠隔点呼の実施：点呼告示第4条  
○遠隔点呼機器の機能の要件：第5条
  - ・業務前：点呼告示第5条第1項第8号イ
  - ・業務後：点呼告示第5条第1項第8号ロ
  - ・業務途中の遠隔点呼（中間点呼）：点呼告示第5条第1項第8号ニ
- 遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件：点呼告示第6条  
○遠隔点呼実施時の遵守事項：点呼告示第7条
- 業務前・業務後自動点呼  
○自動点呼の実施：点呼告示第8条  
○自動点呼機器の機能の要件：点呼告示第9条
  - ・業務前：第9条第1項
  - ・業務後：第9条第2項
- 自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件：点呼告示第10条  
○自動点呼実施の遵守事項：第11条

#### 通達

- 輸送安全規則の解釈及び運用通達（令和7年8月7日）

- 第7条 点呼等
  - ・「遠隔点呼」、「業務前・業務後自動点呼」、「IT点呼」の届出等
  - ・Gマークを取得した事業所等の各種「IT点呼」の実施方法等
  - 「遠隔地IT点呼」、同一事業者内の「他営業所点呼」、同一敷地内の「グループ企業点呼」

- 自動点呼機器認定要領（令和7年6月11日）

- 自動点呼機器の機能は国の認定要領で定められている

- 事業者間遠隔点呼における業務管理の受委託について（令和7年8月7日）

- 輸送の安全に関する「業務の管理の受委託」に関する契約により、事業者間での遠隔点呼が実施可能

【業務の管理の委託受託契約書（例）等掲載の全ト協サイト】

[https://jta.or.jp/member/anzen/kanri\\_juitaku202508.html](https://jta.or.jp/member/anzen/kanri_juitaku202508.html)



【遠隔点呼、自動点呼の実施に関する情報の国土交通省サイト】

[https://www.mlit.go.jp/jidisha/jidosa\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jidisha/jidosa_tk2_000082.html)



公益社団法人  
**全日本トラック協会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館  
TEL: 03-3354-1009 (代表) <https://jta.or.jp>

## 「Gマーク」無しでも遠隔点呼が可能に さらに事業者間もOK

「遠隔点呼」は、個人を識別できる生体認証機能による本人確認や情報共有の確実性を担保するために点呼告示に規定する遠隔点呼機器の要件を備えたシステムを用いて、当該事業者の営業所間や車庫間などで行う点呼のことと、対面での点呼と同等の扱いとなります。遠隔点呼は、IT点呼とは異なり、要件さえ整えばGマーク認定を受けていない事業所(営業所)でも実施可能であることが大きなポイントです。

遠隔点呼を実施するためには、1.遠隔点呼機器の機能の要件、2.遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件、3.遠隔点呼実施時の遵守事項——を満たすことが必要です。特に、1.については、運行管理者等が対面点呼と同等の確実性を担保することが必要で、運行管理者等がカメラやモニターを通じて運転者の顔の表情・全身・酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を隨時明瞭に確認できること、生体認証機能を利用して運行管理者等や運転者などの個人が確実に識別できることなどが必要です。2.については、点呼を実施する場所で監視カメラやモニターにより運転者の顔色や全身の状態をしっかりと確認できる照度を確保することなどが求められています。そして、3.については、運行管理者等は自分が所属する営業所だけではなく、遠隔点呼を行う先の営業所の運転者の情報などを事前に把握しておくことなどが求められています。

また、遠隔点呼を「自動車の車内」、「宿泊施設」などで行う場合は、あらかじめ運転者を選任した運送事業者が定めた場所において、運輸支局等に届け出た「遠隔点呼機器」を用いて実施することとなります。

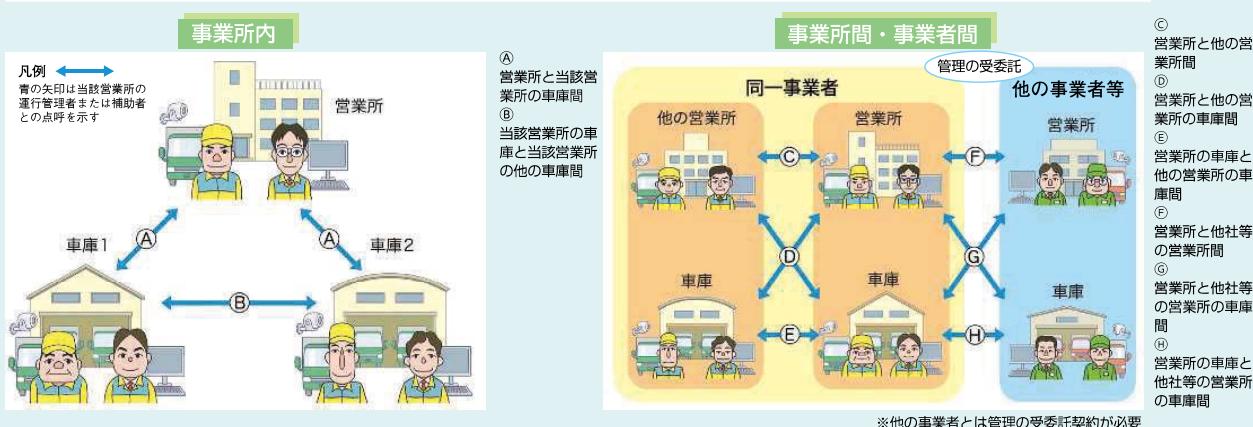
遠隔点呼によって業務の不可が判断された時や、機器の故障などで遠隔点呼が実施できない場合の措置などもあらかじめ決めておく必要があります。

なお、これまで遠隔点呼は同一事業者の営業所間や車庫間、完全子会社等の営業所間が対象となっていましたが、「輸送の安全に関する業務の管理の受委託」に関する契約を締結することにより、事業者間での遠隔点呼の実施が可能となりました。これにより、「完全子会社による遠隔点呼」についても管理の受委託の許可申請が必要となります。一方で、従来の「同一事業者内における遠隔点呼」の届出の際必要だった「完全子会社を示す書類」については、提出は不要となりました。

\*1 点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が、「補助者」の点呼は3分の2未満とするよう解釈運用通達で規定されています。

\*2 「遠隔点呼」の場合は、「中間点呼」は不要であり、「運行指示書」の作成も不要となります。

## 「遠隔点呼」



## 「Gマーク営業所」などは「IT点呼」が可能

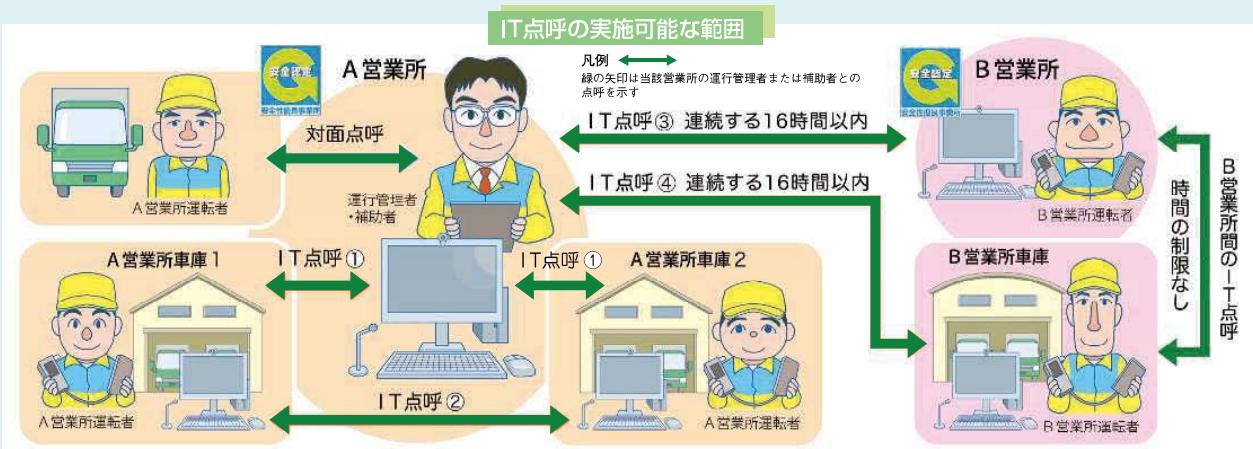
「Gマーク営業所」に対するインセンティブとして、「IT点呼」が認められています。IT点呼が認められる範囲は、Gマークを取得している①営業所とその車庫間(24時間実施可能)、②営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間(24時間実施可能)、③営業所と他の営業所間(連続16時間まで)、④営業所と他の営業所の車庫間(連続16時間まで)——の4パターンです。

なお、Gマークを取得していない営業所でも営業所と車庫においては、⑦営業所開設後3年を経過していること、⑧過去3年間、第1当事者となる自動車事故報告規則に規定する事故を発生させていないこと、⑨過去3年間、点呼の違反に係る行政処分等を受けていないこと、⑩適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD、E以外であり、点呼に関する指摘がない、または点呼に係る改善報告書が3ヶ月以内に提出され改善が図られていること——の4要件をクリアすることでIT点呼が認められています。

「IT点呼」は、実施予定日の10日前までに解釈運用通達で規定する報告書を運輸支局等に提出する必要があります。

\*点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が、「補助者」の点呼は3分の2未満とするよう解釈運用通達で規定されています。

## 「IT点呼」



# 「対面での実施」のほか「業務前」 各営業所が管理する国の認定を受けた自動点呼機

運転者が日々の業務を行うため事業用自動車に乗務しようとする時、また乗務を終了した時、運行管理者または補助者（以下「運行管理者等」という）は、その都度必ず「点呼」を行わなければなりません。そして、点呼内容は法令で定められており、運行管理者等はこれを正しく行い、点呼後はその状況を点呼記録簿に記載し、1年間保存しておく義務があります。

「点呼」は、輸送の安全を担う運行管理の要であって、その確実性が損なわれるものであってはなりません。このため、基本は運行管理者等と運転者が対面で行なうことが求められています。運行上やむを得ず対面で実施ができない場合は、電話その他の方法により点呼を行なうことが認められていますが、それは、遠隔地での乗務開始または終了する場合のみであり、業務の前後では必ず対面での実施が求められています。

\*点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が、「補助者」の点呼は3分の2未満とするよう解釈運用通達で規定されています。

「**対面点呼**」

「**業務前の対面点呼**」は、運転者が業務前の日常点検を実施した後の出発前に行います。

「**業務後の対面点呼**」は、運行終了後、速やかに行います。



## 業務前点呼の実施及び記録項目

- ✓ 点呼執行者名
- ✓ 運転者名
- ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ✓ 点呼日時
- ✓ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、対面でない場合は具体的な方法）
- ✓ 酒気帯びの有無
- ✓ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ✓ 日常点検の状況
- ✓ 指示事項
- ✓ その他必要な事項

## 業務後点呼の実施及び記録項目

- ✓ 点呼執行者名
- ✓ 運転者名
- ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ✓ 点呼日時
- ✓ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、対面でない場合は具体的な方法）
- ✓ 自動車、道路および運行の状況
- ✓ 交替運転に対する通告
- ✓ 酒気帯びの有無
- ✓ その他必要な事項

## 中間点呼

業務前後の点呼がいずれも対面で行えない業務の場合は、業務途中で電話などの方法で「中間点呼」を実施しなければなりません。

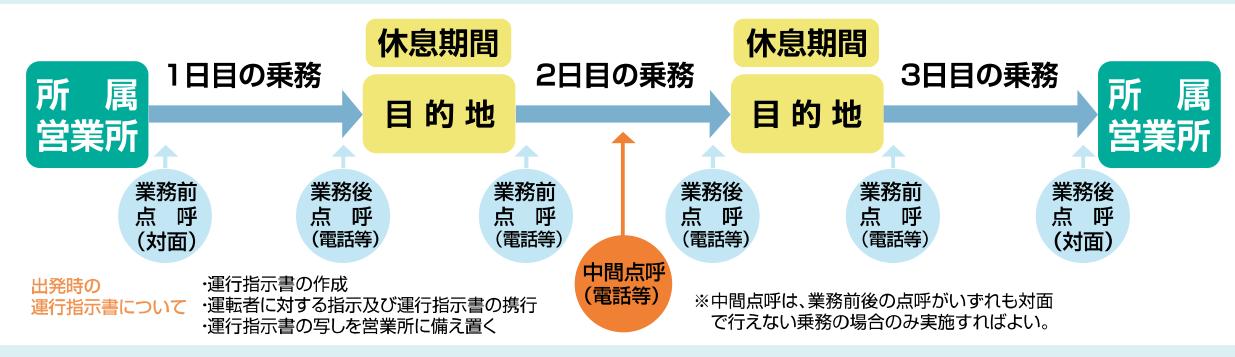


## 中間点呼の実施及び記録項目

- ✓ 点呼執行者名
- ✓ 運転者名
- ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ✓ 点呼日時
- ✓ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、具体的な方法）
- ✓ 酒気帯びの有無
- ✓ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ✓ 指示事項
- ✓ その他必要な事項

CHECK

飲酒の確認は必ず「アルコール検知器」で



# 「業務後」の自動点呼は

機器・システムを用いることでリモートでも可能に

## 運行管理者の立会なしでも点呼が可能

自動点呼は、点呼における確認、指示、判断、記録を、国が定める自動点呼機器認定要件を備える自動点呼機器に代替させて行う点呼です。実施可能な場所は、営業所、営業所車庫などです。自動点呼では、個人を識別できる生体認証機能により、従来の対面点呼と同等の確実性が担保されるよう、①自動点呼機器の機能の要件、②自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件、③自動点呼実施時の遵守事項——の3つの要件が規定されています。また、業務前・業務後自動点呼を「自動車の車内」、「宿泊施設」などで行う場合は、あらかじめ事業者が定めた場所において、当該営業所が管理する国の認定を受けた「自動点呼機器」を用いて実施することとなります。

なお、自動点呼中に、健康状態の異常による中断やアルコールが検出された場合などの非常時は点呼が中止されるとともに、運行管理者等の対応が必要となり、従来の対面点呼と同様に、事業者、運行管理者等が運用の責任を負います。

※1 点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が行うよう解釈適用で規定されていますが、「自動点呼」は、運行管理者が行った点呼として取り扱われます。

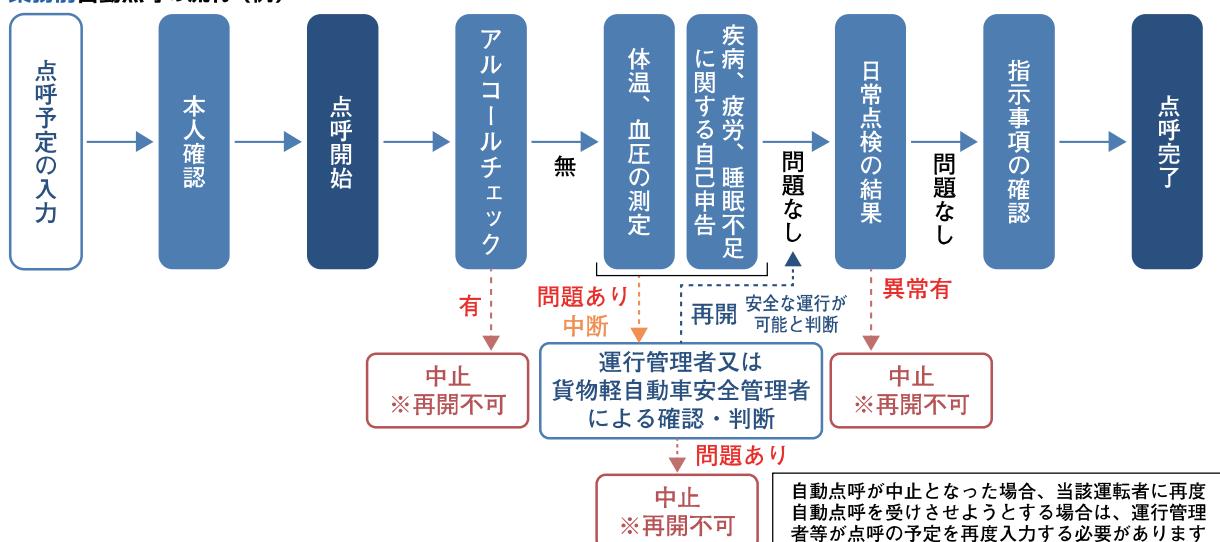
※2 自動点呼の場合は、「中間点呼」は不要であり、「運行指示書」の作成も不要となります。

「自動点呼」

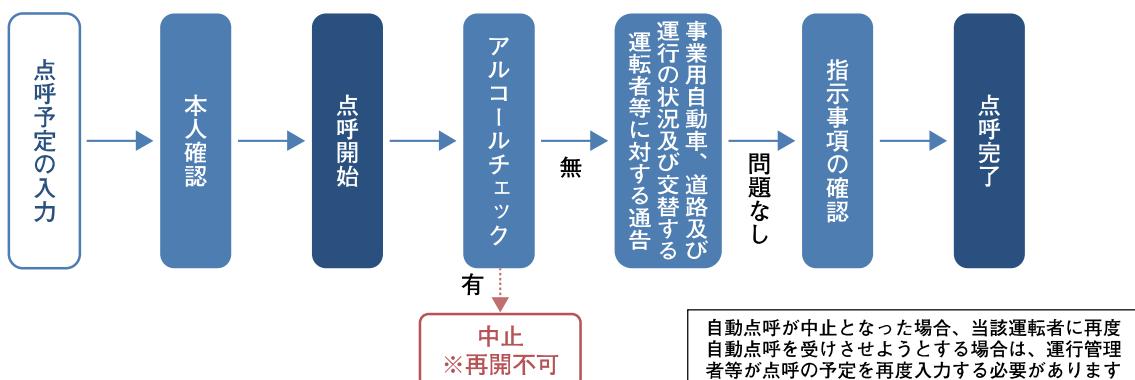
## 業務前自動点呼および業務後自動点呼の流れ

出典：国土交通省

### 業務前自動点呼の流れ（例）



### 業務後自動点呼の流れ（例）



※次のような場合には自動点呼機器が「警報」または「通知」を発します。「運行管理者」は、警報が出て自動点呼が完了しない場合や、アルコールが検知されたなどの場合に備えて、適切な措置を講じる体制整備が必要です。

- ▶ 業務前・業務後自動点呼を実施する予定時刻から、運送事業者があらかじめ定めた時間を経過しても点呼が完了しない場合
- ▶ アルコールが検知された場合
- ▶ 健康状態不良時
- ▶ 日常点検異常有り



# 青 森 支 部

## 青森支部ゴルフ愛好会親睦ゴルフコンペ

青森支部ゴルフ愛好会（会長 葛西 正之（㈲トワダ運送））は、10月24日（金）青森カントリークラブにて、今年度最後の親睦ゴルフコンペを開催しました。

当日は肌寒い気候ながら、会員・ディーラー・メーカー各社から21名が参加し、和気あいあいと腕を競い合いながら親睦を深め、今年度も青森支部ゴルフ愛好会の計画行事を無事に終えることができました。

夜には青森市内にて表彰式と懇親会を行い、ディーラー・メーカー各社を含め大いに盛り上りました。参加者一同、来年度も元気にコンペで再会することを誓い合い、笑顔で締めくくりました。

今後多くの会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております。



## タンク部会冬期繁忙期講習及び意見交換会の開催

青森支部タンクローリー輸送協議会（議長 天内 良治（三八五ロジスティックス株））は、青森地区石油コンビナート等特別防災区域協議会との共催により、冬期繁忙期講習会を11月7日（金）に開催しました。

冬季は取り扱い数量が増加するため、事故防止と注意喚起を目的として毎年この時期に実施しています。今年度は特にトラックによる交通事故が多発していることから、危険物輸送における留意点や安全対策をテーマに、講師を招きセミナーを行いました。

講習会終了後には、青森市内にてコンビナート関連各社との意見交換会を開催し、懇親を深めました。

**講 師** 青森地域広域事務組合 消防本部予防課 主任 清野 光希 様  
(公社) 青森県トラック協会 適正事業部長 長谷川 淳

**会 場** アートホテル青森

**出席者** タンクローリー協議会会員：13社（13名）

コンビナート等協議会会員：4社（8名） 計21名

**講習内容** 1. 消防本部より「危険物施設の事故防止対策」について

（1）法令改正概要および危険物施設の事故防止対策などの説明

（2）事故事例の紹介およびドライブレコーダー映像による危険予知（映像）

2. 青森県トラック協会適正化事業部

（1）危険物を輸送する場合に留意すべき事項について

（2）危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～について

最後に、石油コンビナート協議会 細川 智美 様（東西オイルターミナル株）より挨拶があり、協力業者を含め、これから迎える厳しい冬季において安全輸送に努めることを確認しました。



講演タイトル



参加者



講演

青森地域広域事務組合  
消防本部予防課  
主任 清野 光希 様



講演

(公社) 青森県トラック協会  
適正化事業部長 長谷川 淳



挨拶

石油コンビナート協議会  
細川 智美 様

# 三八支部

## 一般部会「運行管理セミナー」開催

三八支部一般部会（部会長 松倉 一彦（有）マルイ運送）では、10月16日（木）18時より八戸プラザホテルにおいて、会員および運行管理者等21名が参加し、標記セミナーを開催しました。

当日は、テレニシ（株）法人営業部ソリューション営業第2部東日本営業1課 山田 魁都 様を講師にお迎えし、「AI点呼システム 業務前後自動点呼について」をテーマにご講演いただきました。生産性向上に向けたAI機器の活用方法や、2024年問題を見据えた業務の簡素化について解説いただくとともに、運行管理機器システムのデモンストレーションも行われました。

また、南部電機（株）次長 古川 均 様より点呼記録簿管理クラウドサービスや運行支援システムなど、関連機器の紹介もあり、参加者にとって大変有意義な内容となりました。



開会挨拶 一般部会 部会長 松倉 一彦  
(有)マルイ運送)



講師 テレニシ（株）法人営業部  
ソリューション営業第2部東日本営業1課  
山田 魁都 様



説明 南部電機（株） 次長 古川 均 様



会場景

## 第2回 飼料輸送関係荷主セミナー

公益社団法人青森県トラック協会（会長 森山 慶一（株）共同物流サービス）は、10月27日（月）15時より八戸プラザホテルにおいて、第2回飼料輸送関係荷主セミナーを開催しました。セミナーには、協会飼料バルク輸送会員9社11名、荷主15社21名に加え、八戸家畜保健所および中央家畜保健所防疫課から2名が出席しました。

開会にあたり、主催者を代表して飼料バルク車部会 部会長 佐々木 研（川内運送有）が挨拶を行い、「加速する人手不足により輸送能力の不足が懸念されている。いわゆる『物流の2024年問題』は、一刻も早い対策が求められる状況にある。業界として労働環境の改善や再生産可能な経営環境の構築などに取り組んでいるが、トラック運送事業者だけでは解決が難しい課題も多い。県内の畜産は農業の基幹部門の一つであり、県産品の生産・販売拡大に向け、私たち運送事業者も力になりたい。この機会にぜひご理解とご協力を願いしたい」と述べました。

続いてセミナーに移り、東北運輸局青森運輸支局 輸送監査部門 運輸企画専門官 三浦 翼 様より、「物流効率化法および改正貨物自動車運送事業法並びに適正化2法」について説明がありました。運賃・料金の明確化や荷主との取引環境改善、長時間労働の要因となる待機時間の抑制など、改正の趣旨を資料に基づき解説し、荷主と物流事業者が連携して生産性向上と効率化を図る必要性を呼び掛けました。

また、青森県三八農林水産事務所八戸家畜保健衛生所 防疫課 課長 藤掛 斎 様からは、「特定家畜伝染病防疫の現状」について、飼料出荷工場・農場・トラックに起因する防疫体制強化の重要性と、家畜伝染病の現状について説明がありました。

フリーディスカッションでは、荷主側からカムチャッカ半島地震による津波警報発生時の対応や、工場での積込み作業における安全対策の徹底が求められました。一方、部会側からは、飼料輸送における添加剤混入作業の危険性が報告され、企業によっては添加剤混入作業を行わせない方針を取っているとの意見も出されました。

さらに、飼料バルク車部会 副部会長 釜渕 嘉与（釜渕運送有）は「2024年問題により労働時間の削減やドライバー不足が深刻化すれば、現状の輸送体制を維持することは困難になる。輸送を継続するためには、人員確保と人材を呼び込むための原資となる適正な運賃収受が不可欠である」と現状と課題を報告しました。

協会では、今後も業界課題の解決に向けた協議や、関係業界との情報共有の場として、セミナーを継続して開催していく予定です。



主催者挨拶 飼料バルク車部会  
部会長 佐々木 研 (川内運送有)



講師 東北運輸局青森運輸支局  
輸送監査部門 運輸企画専門官 三浦 翼 様



講師 青森県三八農林水産事務所八戸家畜保健衛生所  
防疫課 課長 藤掛 斎 様



ディスカッション「飼料輸送の現状及び諸問題について」  
飼料バルク車部会  
副部会長 釜渕 嘉与 (有)釜渕運送)



セミナー景

## 第41回 タンクトラック部会・八油会合同研修会

三八支部タンクトラック部会（会員19社、部会長 栗山 亮太（株）ニヤクコーポレーション）は、10月28日（火）17時30分より八戸プラザホテルにおいて、タンクトラック部会15社と八油会6社による第41回合同研修会を開催しました。「八油会」とは、八戸石油基地に油槽所を有する石油会社で組織された団体であり、当部会とは荷主としての関係にあります。合同研修会は、両団体の企業発展と親睦を深めることを目的に、毎年共通テーマを設定して開催しています。

今回の研修会では、青森産業保健総合支援センター 産業専門職 阿保 美華子 様を講師にお迎えし、「職場の健康管理・高年齢労働者の健康の留意点」についてご講演いただきました。講演では、人口減少・高齢化社会の進行により、企業にとって人材確保と継続雇用が課題となっている現状が説明されました。高齢化に伴い、病気を抱える労働者が増加していることから、企業は病気による離職を防ぐため、治療と仕事の両立支援に積極的に取り組む必要があると指摘されました。

また、健康診断の有所見率は年々上昇しており、八戸市は全国および青森県の平均値を上回っていることから、健康診断結果に基づく職場でのケアが重要であると説明がありました。地域産業保健センターを活用し、有所見者に対して医師の意見を求め、労働者・主治医・事業場が連携した健康支援体制を整備することの必要性が強調されました。さらに、職場でも簡単に取り組める健康体操の実技指導も行われ、職場での実践を提案されました。

なお、当部会では研修会に併せて、部会員および八油会員の健康増進と両団体の親睦を深めることを目的に、同日ゴルフコンペも開催しました。

○ゴルフの結果は次のとおり

順位	氏名	会社名	グロス	HC	ネット
優勝	佐々木 弘明	（株）ニヤクコーポレーション	92	22.8	69.2
準優勝	中山秀崇	八戸通運（株）	92	18.0	74.0
第3位	金濱昌史	八戸東消防署	95	19.2	75.8



開会挨拶 タンクトラック部会  
部会長 栗山 亮太（株）ニヤクコーポレーション



講師 青森産業保健総合支援センター  
産業専門職 阿保 美華子 様



セミナー景



健康体操

## 「南部小学校・五戸小学校 社会科物流教室」

三八支部青年部会（部会長 朝生 潤（株釜淵商事））では、11月5日（水）に南部町立南部小学校、11月25日（火）に五戸町立五戸小学校において、小学5年生を対象とした社会科物流教室の出前授業を実施しました。参加児童は、南部小学校1クラス19名、五戸小学校2クラス53名でした。

授業では、南部小学校を朝生部会長と理事 伊藤 明紘（大陸運送有）が、五戸小学校を朝生部会長、理事 葛西 孝弘（八戸通運株）、理事 山本 浩（株共同物流サービス）がそれぞれ担当しました。青年部会が作成したパワーポイント資料を用い、「私たちの生活必需品を運ぶトラックを知ろう」「生産者から消費者までの流れ『物流』を知ろう」をテーマに、クイズを交えながら「トラック輸送の役割」や「物流の仕組み」について分かりやすく説明しました。また、身の回りのあらゆる物にトラック輸送が関わっていることを児童に丁寧に解説しました。

授業後には、「トラックの値段はいくら?」「トラックの燃費はリッター何キロ?」などの質問が寄せられ、児童たちがトラック輸送に強い関心を示してくれました。

### 南部小学校



説明 青年部会  
部会長 朝生 潤（株釜淵商事）



説明 青年部会  
理事 伊藤 明紘（大陸運送有）



質疑応答



南部小学校 斎藤 祐之 校長へ挨拶

### 五戸小学校



説明 青年部会  
理事 葛西 孝弘（八戸通運株）



説明  
朝生部会長



説明 青年部会  
理事 山本 浩（株共同物流サービス）



授業景



## 「外国人特定技能セミナー」 岩手県トラック協会青年部会・青森県トラック協会青年部会交流会開催

三八支部青年部会（部会長 朝生 潤（株）釜淵商事）は、11月7日（金）16時30分より八戸パークホテルにおいて、三八支部青年部会員45名、県青年部会員5名、岩手県トラック協会青年部会4名の計54名が参加し、流通産業協同組合 業務推進部 武田 真理子 様を講師に迎え、標記セミナーおよび交流会を開催しました。

運送業界では人材不足が顕在化しており、2030年には全国で35%の運転者が不足するとの試算が出ています。特に青森県では42%と、全国平均を上回る深刻な状況が懸念されています。今回のセミナーでは、高齢化に伴う人手不足や将来の担い手確保の観点から、外国人材の活用も選択肢に入れた人材確保の取り組みや施策について学びました。

流通産業協同組合は、カンボジア・ミャンマー・ベトナムなど6か国に外国人養成拠点を設置し、現地での教育、人材募集、出国手続きを行う送出機関と連携して、技能習得意欲の高い優秀な人材の受け入れを進めています。セミナーでは、技能実習制度と特定技能制度の違いやそれぞれのメリット・デメリット、企業側の受け入れ態勢、必要な投資額などについて詳しい説明がありました。

トラック運送業界でも外国人ドライバーのニーズは高まっており、他県では既に採用が進んでいる事例も紹介されました。2030年問題を見据え、参加者は自社ドライバー確保の手段として検討すべき時期が迫っていることを改めて認識しました。

セミナー終了後は、青森県および岩手県青年部会の会員らと交流会を行い、情報交換と親睦を深める有意義な時間となりました。



挨拶 青年部会  
部会長 朝生 潤（株）釜淵商事



講師 流通産業協同組合 業務推進部  
部長 武田 真理子 様



講師 損保ジャパンパートナーズ  
支店長 武田 修 様



セミナー景

## 岩手県・青森県境ダンプトラック部会意見交換会

三八支部ダンプトラック部会（部会長 盛田 英明（株新盛建設運輸））と（公社）岩手県トラック協会ダンプトラック部会（部会長 栗村 安弘 様（栗村建設株））は、12月5日（金）、八戸パークホテルにおいて、青森県14名、岩手県9名の参加のもと、初の県境意見交換会を開催しました。

会議では、両県のダンプトラック部会の事業報告、課題、取り組みについて事務局より説明がありました。三八支部ダンプ部会からは、自家用ダンプの協業化、営業用ダンプと自家用ダンプの割合、さらに平成9年に実施した公共工事発注機関への営業用ダンプ利用促進活動について紹介しました。

続いて、隣接県同士が抱える共通課題として、適正な届出運賃の収受、輸送秩序の確立、人材不足対策などについて意見交換が行われました。特に、一般貨物自動車運送事業における標準的運賃告示の状況について情報共有し、燃料費・人件費などを踏まえた原価計算に基づく荷主交渉の取り組みなど、両県が抱える問題や課題について活発な議論が交わされました。

参加者は、今回の意見交換の内容を各県に持ち帰り、今後の方向性を検討していくこととしました。また、両県ダンプトラック部会は、今後も継続して意見交換の場を設けることを確認し、会議を終了しました。



開会挨拶 座長 三八支部ダンプ部会  
部会長 盛田 英明（株新盛建設運輸）



挨拶 （公社）岩手県トラック協会 ダンプ部会  
副部会長 兼田 忠保 様（久慈港運輸株）



ディスカッション 三八支部ダンプ部会  
理事 釜渕 清嗣（株釜淵商事）



会場景

## 第27回親睦ボウリング大会開催

三八支部青年部会（部会長 朝生 潤（株）金淵商事）は、12月6日（土）に会員相互の親睦を深めることを目的として、第27回親睦ボウリング大会を開催しました。当日は会員ほか27名にご参加いただき、職場の垣根を越えて交流を深めるとともに、日頃の運動不足を解消する有意義な機会となりました。

◎結果は次のとおり

順位	氏名	会社名	1G	2G	HC	TOTAL
優勝	佐々木 崇光	UDトラックス(株)	136	116	166	418
準優勝	音喜多 保憲	音喜多運送(株)	136	159	96	391
第3位	泉山 和久	三八五流通(株)	107	122	136	363
第4位	江刺家 高翼	UDトラックス(株)	89	123	140	352



# 弘前支部

## 「トラックの日」の清掃奉仕活動

10月11日（土）午前8時から、「トラックの日」の地域奉仕活動として、今年も弘前市悪戸の河川敷野球場周辺でボランティア清掃を実施しました。

肌寒い朝にもかかわらず、18事業所から27名の方々にご参加いただきました。皆様のご協力のおかげで広範囲にわたり清掃作業を行うことができ、ペットボトル、空き缶、空き瓶、菓子袋、プラスチック容器、タバコの吸い殻、ダンボール、さらに今年から危険ゴミに指定されたスプレー缶などを回収しました。

その結果、合計19袋ものごみを集めることができました。ご参加・ご協力いただいた皆様ありがとうございました。



清掃作業の様子



集合写真

## 「トラックの日」弘前市へ雨傘寄贈

10月31日（金）「トラックの日」の活動として、弘前市長室において支部長 飯田 貴康（有）大勝運輸）、副支部長 葛西 宏司（有）津軽運輸）より櫻田 宏 市長へ雨傘200本と目録が寄贈されました。

櫻田市長からは「弘前公園を訪れる観光客から、雨の日でも公園を散策できると大変喜ばれていること、そのまま持ち帰る方もいるため傘はいくらあっても足りず、今回の寄贈は大変ありがたい」との感謝の言葉がありました。

飯田支部長は「来園者や弘前市から感謝され嬉しく思います。もし傘が不足しましたらご連絡ください。雨傘の寄贈は今回で20年目となり、その節目に携われることを光栄に思います」と挨拶しました。

さらに、20年目を記念して弘前市より感謝状が贈呈されました。なお、これまでの寄贈本数は今回を含め合計4,450本となりました。



支部長 飯田 貴康（有）大勝運輸）  
より櫻田 宏 市長へ目録を贈呈



櫻田市長より感謝状を受領



傘を開いて弘前市長と記念撮影

## 一般部会の開催

11月26日（水）、弘前地区研修センターにて一般部会を開催しました。

今回の議題は以下のとおりです。

1. 部会長改選
2. 一般部会の活動について
3. 情報交換

当日は参加者が少なかったため、今後は積極的に声掛けを行い、参加人数の増加を図ることが話し合われました。

なお、部会終了後には「DX推進セミナー」を開催しました。



一般部会の様子

## DX推進セミナーの開催

11月26日（水）、弘前地区研修センターにて「DX推進セミナー」が開催されました。

第1部では近代経営システム研究所 森高 弘純 様より、取り組んでいる事業所の事例が紹介され、スマートフォンアプリを導入し運転日報をデジタル化することで書類作成時間を短縮した事例や、荷待ち時間を減らすために社員教育を行い、さらに荷主と交渉して労働時間や費用を削減した事例、またロボット点呼を導入して運行管理業務の負担を軽減した事例などが説明されました。加えて、アサヒビールが受けたサイバー攻撃の例を取り上げ、セキュリティ対策と個人情報保護の重要性について学ぶ機会となりました。

第2部では(株)タイガー 成澤 正照 様から「運送契約締結時の書面交付義務化」「実運送体制管理簿の義務化」「運賃・原価管理」について、(株)ナブアシスト 日下 拓哉 様から「自動点呼」について、(株)TUMIX 真田 蒼馬 様から「配車・手配と請求・支払いを一元管理するツール」について、それぞれご説明いただきました。



セミナーの様子



講師 近代経営システム研究所  
森高 弘純 様



講師 (株)タイガー  
成澤 正照 様



講師 (株)ナブアシスト  
日下 拓哉 様



講師 (株)TUMIX  
真田 蒼馬 様

# 上十三支部

## 「トラックの日」記念行事

### ◆献血キャンペーン

10月7日（火）午前9時30分から午後4時まで、上十三地区研修センター駐車場にて献血キャンペーンを実施しました。今年は例年よりやや少なめではありましたが、受付者35名のうち31名の方に400mlの献血をご協力いただきました。

上十三支部では平成18年から毎年「トラックの日」の記念行事として献血を開催しており、今回で20回目となります。これまでに十和田市長から4回、青森県知事から10回、さらに厚生労働大臣からも感謝状を賜りました。

また、11月20日（木）午後2時より十和田市役所において、十和田市長より献血功労団体として感謝状をいただきました。



献血中



感謝状



## ◆トップマーク贈呈式

10月9日（木）午前10時30分より、上十三地区研修センター大研修室にてトップマーク贈呈式を開催しました。

当日は、十和田警察署 署長 中村 彰宏 様、十和田警察署 交通課長 今至 誠 様、三沢警察署 交通課長 佐藤 敦 様、野辺地警察署 交通課長 池田 悠治 様、七戸警察署 交通係長 前田 聰 様にご臨席いただき、4警察署管内の9市町村の交通安全母の会へ、人口割合に応じて合計400枚のトップマークを贈呈しました。

贈呈に続き、支部長 岡田 寛紀（株みどり）より挨拶があり、「トラックの日」の活動紹介とともに、母の会に対し地域の小学校付近の交差点へのトップマーク貼付けへの協力をお願いしました。

その後、管内交通安全母の会を代表して、十和田市交通安全母の会 会長 山内 幸子 様よりご挨拶がありました。母の会の予算ではトップマーク購入が難しい状況にある中、トラック協会から19回にわたり寄付をいただき、以来貼付け作業は母の会の大きな行事となっており、長年の事故防止活動への協力に感謝している旨が述べられました。

最後に、管内4警察署を代表して十和田警察署の中村署長より、トラック協会ならびに母の会の活動に対する激励のご挨拶をいただき、式典を締めくくりました。



贈呈



支部長挨拶  
支部長 岡田 寛紀（株みどり）



交通安全母の会会長挨拶  
十和田市交通安全母の会  
会長 山内 幸子 様



警察署長激励  
十和田警察署  
署長 中村 彰宏 様



参加者

## 上十三支部役員と各部会正副部会長の連絡会議

11月18日（火）午後6時より、JA十和田おいらせ本店にて支部役員と各部会正副部会長による連絡会議を開催しました。

冒頭では、支部長の岡田 寛紀（株）みどりが開会の挨拶を行い、続いて今年度の支部事業および業種別各部会の事業報告がありました。その後、事業上の課題や支部・部会間の協力体制について意見交換を行いました。

会議終了後には、南部電機（株）課長 古川 均 様より「業務前自動点呼」について説明があり、中央矢崎サービス（株）のAI搭載ロボットによる点呼システムや、テレニシ（株）の総合クラウド点呼システム「IT点呼キーパー」に関する質疑応答が行われました。

その後、今年一年の事業運営を労う懇親会を開催し、副支部長の佐々木 信安（丸井運輸機工（株））の乾杯で開宴しました。会は終始和やかに進み、最後は赤坂 光洋（赤坂重機（株））の中締めにより閉会となりました。



支部長挨拶  
支部長 岡田 寛紀  
(株)みどり



青年部会長から報告  
部会長 新山 良平  
(株)新山運送



ダンプトラック部会長から報告  
部会長 小泉 國雄  
(大泉運輸(株))



長距離部会から報告  
部会長 山崎 彰久  
(山大運輸(株))



重量品部会から報告  
部会長 赤坂 光洋  
(赤坂重機(株))



木材輸送部会から報告  
部会長 原田 悅  
(丸憲運輸(有))



会議風景



説明  
南部電機(株)  
課長 古川 均 様



乾杯  
副支部長 佐々木 信安  
(丸井運輸機工(株))

## ダンプトラック部会 会員交流会

12月5日（金）午後6時より、十和田市内にて、ダンプトラック部会会員交流会を開催しました。当日は会員34社のうち19名が参加しました。

開会にあたり、部会長の小泉 國雄（大泉運輸株）から挨拶があり、その後、副部会長の大坂 陽一（有大昇運輸）の発声による乾杯で交流会が始まりました。会員同士は終始和やかな雰囲気の中で懇談し、親睦を深めました。

最後は、副部会長の小川 雅祐（株小政）による中締めをもって、盛会のうちに閉会となりました。



部会長挨拶  
部会長 小泉 國雄  
(大泉運輸株)



乾杯  
副部会長 大坂 陽一  
(有大昇運輸)



中締め  
副部会長 小川 雅祐  
(株)小政)



会場風景

## 上十三支部 青年部会長杯 ボウリング大会

会員親睦を目的として、青年部会では12月6日（土）午後4時30分より十和田市のイーグルボウルにて、第10回青年部会長杯ボウリング大会を開催しました。

開会にあたり、副部会長の中村 勝利（八幡高速運輸株）による始球式で大会がスタートしました。競技は2ゲーム（ハンディキャップなし）の合計得点で順位を争い、熱戦が繰り広げられました。

大会終了後は、十和田市内に会場を移し表彰式を行いました。冒頭では部会長の新山 良平（株新山運送）から挨拶と乾杯があり、和やかな雰囲気の中で表彰が進められました。上位入賞者は以下の通りです。

順位	氏名(会社名)	総得点	1ゲーム	2ゲーム
優勝	中村 長司（中長運送株）	302	162	140
第2位	松田 常勝（丸井運輸機工株）	290	162	128
BB賞	白石 雄司（乙供運送株）	225	119	106



選手集合



始球式 副部会長 中村 勝利  
(八幡高速運輸株)



大会風景



部会長挨拶 部会長 新山 良平  
(株新山運送)



優勝者 中村 長司  
(中長運送株)



表彰式

# 南黒支部

## 令和7年度「運行管理者一般講習（貨物）」講習会終了のご報告

令和7年度、南黒地区研修センターにおいて実施いたしました「運行管理者一般講習（貨物）」は、全3回にわたり合計60名の方に受講いただき、無事終了いたしました。

最終回となる第3回講習会は11月25日（火）に開催し、10名の方にご参加いただきました。

受講者の皆様からは「支部での講習会場は受講しやすい」とのご意見を多数いただき、大変好評を得ることができました。

なお、令和8年度も引き続き3回の一般講習を予定しております。対象となる皆様におかれましては、関係法令に基づき必ずご受講くださいますようお願い申し上げます。



講師  
（株）ムジコ・クリエイト  
長内 知香 様



講師  
（株）ムジコ・クリエイト  
田沢 秀基 様



講師  
（株）ムジコ・クリエイト  
北山 泉 様



講習風景

## 南黒支部ダンプトラック部会 「改正物流法・適正化二法」の説明会開催

南黒支部ダンプトラック部会（部会長 田澤 一雄（有田澤興業））は、12月2日（火）13時30分より南黒地区研修センターにて、説明会を開催しました。当日は、出席予定者の中にインフルエンザ罹患の方がいたため、会員4名での開催となりました。

冒頭、田澤部会長から「11月から最低賃金が引き上げられ、私たちを取り巻く経営環境はいっそう厳しさを増しています。こうした状況下において、適正な運賃や重要な法改正について正しく理解しておくことは、今後の事業運営に欠かせません。本日の講師である長谷川部長から、しっかり学んでください。」と挨拶がありました。

続いて行われた説明会では、（公社）青森県トラック協会 適正化事業部 適正化事業部長 長谷川 淳より、まず4月1日に施行された「改正貨物自動車運送事業法」について解説があり、トラブル防止のためにも書類として確実に記録を残すことの重要性が詳しく説明されました。さらに、「トラック適正化二法」に関する事業許可更新制や適正原価についても説明が行われました。

意見交換の場では、事業者から荷主に対する拘束時間の問題をはじめ、さまざまな要望を含めた質疑応答が活発に行われました。

説明会の締めくくりとして、（公社）青森県トラック協会 適正化事業部 適正化指導課長 和田 将太郎より、東北トラックから提供された事故防止用チェック用品の紹介があり、ホイールナットにマーカーを施すことで緩みを目視確認できる「増し締めの徹底」など、安全対策の重要性が改めて共有されました。

その後、田澤部会長から、11月6日（木）に福島県で開催された「東北ブロックダンプ輸送協議会」での議題報告が行われ、南黒支部ダンプトラック部会員の安全・適正運行に対する意識向上が図られました。



挨拶  
ダンプトラック部会  
部会長 田澤 一雄（有田澤興業）



講師  
(公社)青森県トラック協会 適正化事業部  
適正化事業部長 長谷川 淳



事故防止説明  
(公社)青森県トラック協会 適正化事業部  
適正化指導課長 和田 将太郎



説明会の様子



「東北ブロックダンプ輸送協議会」  
報告

# 西 北 五 支 部

## 適正な運行・労務管理等説明会

西北五支部（支部長 東條 一彦（株）マルイチ運送）では、10月15日（水）午後2時より、西北五地区トラック研修センターにおいて、五所川原労働基準監督署等のご協力を得て「適正な運行・労務管理等説明会」を開催いたしました。

当日は31名が出席し、冒頭には東條支部長ならびに五所川原労働基準監督署 署長 岡山 康成 様よりご挨拶をいただきました。

説明会の主な内容は以下のとおりです。

- 五所川原労働基準監督署 監督・安衛課長 安田 様「運送業における労務管理上の留意点等について」
- 五所川原労働基準監督署 安全衛生係 高橋 様「労働災害防止対策について」
- 青森労働局 監督課 白川 様「自動車運転者の労働条件確保・改善のための取り組み等について」
- 五所川原保健所「働く人の睡眠のために」

参加された会員の皆様にとって、大変有意義で参考となる内容の説明会となりました。



挨拶 支部長 東條 一彦  
(株)マルイチ運送



挨拶 五所川原労働基準監督署  
署長 岡山 康成 様



説明 五所川原労働基準監督署  
監督・安衛課長 安田 健治 様



説明 五所川原労働基準監督署  
安全衛生係 高橋 祐大 様



説明 青森労働局  
監督課 白川 智和 様



説明 五所川原保健所  
船水 祐志 様



説明会参加者

# 下北支部

## 労務・安全衛生及び交通事故防止研修

令和7年11月18日（火）、下北地区研修センターにおいて、当支部の令和7年度後期事業の一環として「労務・安全衛生及び交通事故防止研修会」を開催しました。本研修会は、むつ警察署およびむつ労働基準監督署のご協力をいただき実施しました。

研修会は、支部長 館 進（株東通運輸）の挨拶に続き、3名の講師よりご講話をいただきました。まず、むつ労働基準監督署 監督官 仲山 美佳 様から「時間外労働の上限規制と改善基準告示の改正について」と題し、年間960時間以内とされる時間外労働の上限規制について説明があり、さらに「拘束時間」「休息期間」「運転時間」に関する改正ポイントについて解説がありました。

続いて、同じくむつ労働基準監督署 監督官 桑村 拓武 様から「陸上貨物運送業における労働災害防止対策について」と題し、道路運送業における労働災害の概要として荷台昇降時の墜落・転落災害が多いこと、またトラックでの荷役作業時における安全対策強化の重要性についてご説明いただきました。

最後に、むつ警察署 交通課警部補 中田 直希 様から「交通事故防止等について」と題し、青森県内およびむつ警察署管内の交通事故発生状況について説明がありました。さらに飲酒運転の危険性について映像を用いて解説され、ブレーキ操作の遅れや速度超過、乱暴な運転が死亡事故のリスクを高めることが示されました。

参加された会員の皆様にとって、労務管理・安全衛生・交通事故防止の重要性を改めて認識する有意義な時間となりました。ご多忙の中、貴重なお話をいただいた仲山監督官、桑村監督官、中田警部補に心より御礼申し上げます。



挨拶 支部長 館 進  
(株東通運輸)



講師 むつ労働基準監督署  
監督官 仲山 美佳 様



講師 むつ労働基準監督署  
監督官 桑村 拓武 様



講師 むつ警察署  
交通課警部補 中田 直希 様



研修会の様子

## むつ市及び下北郡町村教育委員会への反射材の寄贈

「トラックの日」の事業の一環として、むつ・下北管内の全小学校児童に反射材を寄贈しました。反射材を身に付けていると、自動車のライトを反射して光って見えるため、着用していない場合に比べて、運転手から早く発見してもらいやすくなります。実際に、自動車運転手は「反射材を着用している歩行者」を「着用していない歩行者」よりも、2倍以上手前で発見できるといわれています。

この時期は日暮れが早く、歩行者が見えにくくなるため、児童を交通事故から守る目的で、反射材3,000個をむつ・下北管内の全小学生へ贈呈しました。

10月21日には支部長 舘 進（株）東通運輸が、24日には理事 細川 雅祐（細川建設株）が、11月4日には副支部長 渋田 慎也（株）渋田産業が、むつ・下北管内（1市1町3村）の各教育委員会を訪問し反射材を寄贈しました。交通事故防止に少しでも役立つことを願っています。



スヌーピーリフレクター（反射材）



左から むつ市教育長 阿部 謙一様  
支部長 舘 進（株）東通運輸



左から 理事 細川 雅祐（細川建設株）  
佐井村教育長 曽根 智子様



左から 副支部長 渋田 慎也（株）渋田産業  
大間町教育長 岩本 浩也様



左から 副支部長 渋田 慎也（株）渋田産業  
風間浦村教育長 村上 純一様

青森労働局長登録番号第7号  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会

## はい作業主任者技能講習会の開催ご案内

### 1. 受講資格

はい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者で、事業主等の「実従事期間」を証明してもらえる者。

### 2. 日時及び会場

開催地	月　　日	時　　間	会　　場
八戸市	令和8年1月21日・22日 (水)・(木) ※講習は2日間です	9:00～16:30	青森県トラック協会三八地区研修センター 八戸市長苗代26-11 <b>☎0178-28-2131</b>
青森市	令和8年2月12日・13日 (木)・(金) ※講習は2日間です	9:00～16:30	青森県トラック協会研修センター 青森市荒川字品川111-3 <b>☎017-729-221</b>

### 3. 講習科目と時間数

講習科目	時間数（計12時間）
はいに関する知識	3時間
人力によるはい付け又は、はいくずしの作業に関する知識	5時間
機械等によるはい付けはいくずしに必要な機械荷役に関する知識	3時間
関係法令	1時間

### 4. 受講料（税込・令和2年4月1日改定）

**12,500円**=（受講料 10,905円+テキスト代 1,595円）

### 5. 申込方法

(1) 受講申込は事前に電話で（仮）予約を行って下さい。但し、（仮）予約だけでは受講できません。

「受講申込書」の提出(FAX可)と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。

(2) 「受講申込書」に所要事項を記入し、受講料とともに持参又は現金書留にて郵送して下さい。

申込期間は開催日の1週間前までとしますが、定員に達し次第〆切りとします。

\*「受講申込書」は陸災防青森県支部のホームページからダウンロードして下さい。

\*銀行振込の場合は払込票（コピー）を添付すること。

銀行名 青森みちのく銀行本店営業部 普通預金 №280713  
口座名 陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部

その他留意事項は、陸災防青森県支部の  
ホームページをご覧ください。  
(<http://rikusai.or.jp/aomori/>)



### 6. 申込先

【青森会場】**〒030-0111 青森県青森市荒川字品川111-3**

(青森県トラック協会研修センター内)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部

**☎017-729-2211 FAX017-729-2266**

# 陸運業のための各種安全教育及び技能講習会開催のご案内

## (令和8年1月~3月)

### [ 能力向上安全教育 ]

#### 1. 安全衛生推進者能力向上教育 会員@ 5,000／非会員@ 8,000

※常時10人以上50人未満の労働者を使用している事業場の安全衛生推進者の能力向上及び  
今後選任予定者等のための講習

- ・令和8年2月 2日（月）八戸市「青森県トラック協会三八地区研修センター」 09:00～17:00 (7.0H)
  - ・令和8年3月 9日（月）青森市「青森県トラック協会研修センター」 09:00～17:00 (7.0H)
- 講師 陸運労災防止協会東京本部安全管理士

#### 2. 交通労働災害防止担当管理者教育 会員@ 3,000／非会員@ 6,000

※交通事故による労働災害防止のための講習

- ・令和8年2月 3日（火）八戸市「青森県トラック協会三八地区研修センター」 08:30～12:00 (3.5H)
  - ・令和8年3月 10日（火）青森市「青森県トラック協会研修センター」 08:30～12:00 (3.5H)
- 講師 陸運労災防止協会東京本部安全管理士

#### 3. 荷役作業労働災害防止担当者教育 会員@ 3,000／非会員@ 6,000

※『荷役作業の安全対策ガイドライン』に基づく講習

- ・令和8年2月 25日（水）八戸市「青森県トラック協会三八地区研修センター」 08:30～12:30 (4.0H)
  - ・令和8年2月 27日（金）青森市「青森県トラック協会研修センター」 13:00～17:00 (4.0H)
- 講師 能登谷仁

#### 4. フォークリフト運転業務従事者安全教育 会員／非会員@ 7,000

※運転技能講習の修了証取得後、概ね5年経過した者を対象とした講習

- ・令和8年1月 28日（水）青森市「青森県トラック協会研修センター」 09:00～16:00 (6.0H)
  - ・令和8年3月 4日（水）八戸市「青森県トラック協会三八地区研修センター」 09:00～16:00 (6.0H)
- 講師 能登谷仁

#### 5. 積卸し作業指揮者安全教育 会員@ 4,000／非会員@ 7,000

※一の荷でその重量が100kg以上のものの積卸し作業指揮者選任講習

- ・令和8年2月 24日（火）八戸市「青森県トラック協会三八地区研修センター」 09:00～17:00 (7.0H)
- 講師 能登谷仁

#### 6. 車両系荷役運搬機械等作業指揮者 会員／非会員@ 6,000 ※積卸し作業指揮者同時受講@ 4,000

※積卸し作業指揮者安全教育を修了された方対象

- ・令和8年3月 3日（火）八戸市「青森県トラック協会三八地区研修センター」 13:00～16:00 (3.0H)
- 講師 能登谷仁

※ 各種安全教育受講者が少数の場合中止することもあります。

### [ 技能講習 ]

#### 1. はい作業主任者技能講習 受講料 12,500円(テキスト込)

令和8年1月 21日（水）～22日（木） 八戸市「青森県トラック協会三八地区研修センター」

令和8年2月 12日（木）～13日（金） 青森市「青森県トラック協会研修センター」 09:00～16:30(2日間共)

#### 2. フォークリフト運転技能講習 受講料 11時間コース 17,000円／32時間コース 33,000円

令和8年3月 11日（水）～14日（土） 11時間（大特免許所持者）と 31時間（その他）講習あり  
青森市「青森県トラック協会研修センター」

※ 申し込み等、お問い合わせに関しては下記までご連絡下さい。尚、ホームページでも記載しております。

青森労働局長登録教習機関  
**陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部**  
 〒030-0111  
 青森県青森市荒川字品川111-3 青森県トラック協会研修センター内  
 TEL 017-729-2211 FAX 017-729-2266  
 ホームページ <http://rikusaiamori.web.fc2.com/>

## 助成事業の申請はお済みですか？

助成事業の申請受付には締め切り日が設けられております。申請忘れを防ぐためにも、早めのご確認とご対応をお願いいたします。

なお、予算の執行状況によっては、締め切り日前に受付を終了する場合がございます。受付状況の詳細は、青森県トラック協会ホームページにてご案内しております。

**助成金申請受付締め切り日：令和8年2月末日（必着）**

## 会員宛ご案内文書のメールアドレス登録について

青森県トラック協会本部事務局からのご案内文書については、令和4年4月から、順次ファックスから電子メールでの送付に切り替えを行っております。

メールアドレスを登録いただいた会員の皆様には、ファックスでのご案内文書送付を取りやめ、電子メールでの送付を行います。

電子メールでの連絡とすることで、即時性に優れるとともに、パソコン等へ保存されるため、文書の紛失を防ぐ事ができるほか、ファックス排出に伴う紙代、印刷代を削減できる等のメリットがございます。

1 会員当たりのメールアドレス登録数上限は設けておりませんので、支店・営業所ごと、部署ごとなどで複数のメールアドレスをご登録いただけます。

### 1. メールアドレス登録方法は次の通りです。

①青森県トラック協会ホームページ (<http://www.aotokyo.or.jp>) のトップページ下部にある「青森県トラック協会 会員メール登録ページ（要パスワード）」にアクセスしてください。

**※パスワード（すべて半角）: aotokyo#220310**

②上記ページ内に記載の「メールアドレスを登録する」をクリックし、必要事項を入力してください。  
入力が終わったら「送信」ボタンをクリックしてください。

以上でメールアドレスの登録は完了です。

### 2. 注意事項等

①スマホ等モバイル端末のメールアドレスもご登録いただけます。ただし、携帯電話（ガラケー）のメールアドレスはご登録できませんのでご了承下さい。

②メールアドレスの登録を行わない場合は引き続きファックスでのご案内文書送付となります。  
尚、ファックス、メール両方でのご案内文書送付は行いませんのでご了承ください。

③メールアドレスへの登録変更をお願いしております。随時受付しておりますので、貴社内でのメール受信体制が整い次第、電子メールに切り替えてください。（ご登録いただいた日の翌週から配信となります。）

\*ご不明な点等ございましたら、青森県トラック協会業務部（電話017-729-2000）までお問い合わせください。

# 新年あけましておめでとうございます 本年も東北交通共済を よろしくお願ひいたします

東北交通共済は、非営利組織として運送事業者に特化した自動車共済、自賠責共済、損保商品の販売及びトラック事故防止事業を運営しています。トラック協会と共に歩む全国トラック共済連合会加盟の東北交通共済にお気軽にご相談ください。

青森県内の運送事業者、6社に1社は共済に加入しています。  
貴社も仲間になりませんか。

## トラック共済の特徴

- ① トラック共済独自の低廉な掛金
- ② 業界トップクラスの割引率  
(多数割引最大10%、優良割引最大70%)
- ③ 契約後の異動はすべて日割り計算
- ④ 事故処理は契約者毎の担当者制を採用し、円滑な処理
- ⑤ 決算剰余金が出た場合、利用分量配当金として還元  
(利用分量配当金 過去最高33%)
- ⑥ メガ損保4社(※1)の代理店業務も行っており、損保商品(貨物補償制度・業務災害補償制度など)も販売しております。

※1 ①損害保険ジャパン株式会社 ②東京海上日動火災保険株式会社

③三井住友海上火災保険株式会社 ④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東北交通共済の魅力は、低廉な掛金だけではありません

## 事故防止に力を入れています

～ニーズに合わせた教育・講習会を無料開催～

例えば…

- ・「運輸安全マネジメント」システム構築の支援
- ・「安全サポート通信」をメール配信
- ・「e - ラーニング」を活用したドライバー教育
- ・「QR コード」を活用した動画配信
- ・経営管理者セミナー（管理者向け）
- ・事故惹起者講習会（ドライバー向け）
- ・冬期安全運転講習会（ドライバー向け）
- ・事故防止機器（ドライブレコーダー、バックカメラ）等の導入助成（条件あり）

今後もより充実した事故防止活動を行っていきます

事故防止は、運送事業者の永遠のテーマです。

是非、この機会に運送業界の3大リスク（自動車事故、貨物事故、労災事故）に強い会社を目指しませんか。

自動車保険や損害保険にお悩み、お困りの協会会員の皆様 !!

まずお電話を !!

保険設計、保険見積り無料で承ります

ご相談はお気軽に青森支部まで !!

青森市大字荒川字品川 111-3 トラック研修センター内

TEL 017-762-3733 FAX 017-762-2618

担当 澤田・工藤

## 軽油価格調査報告（2025年9月分）について

全日本トラック協会が実施した標記について、その結果がまとまりましたので軽油購入にあたっての参考とされるようお知らせします。

### 軽油価格調査集計表（2025年9月分）

#### 東 北

##### 2025年9月 単 純 計 算 表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
	123.35	115.32	127.58

#### 全 国（沖縄除）

##### 2025年9月 单 纯 計 算 表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
	126.22	115.02	126.00

##### 2025年9月 元 売 別 集 計 表

元売名	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
E N E O S	125.17	115.34	127.60
出光昭和シェル	121.29	114.59	130.80
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	121.30	115.88	128.60
そ の 他	123.67	115.64	127.19

##### 2025年9月 元 売 别 集 計 表

元売名	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
E N E O S	126.64	115.77	125.25
出光昭和シェル	126.96	115.87	125.65
エクソンモービル			
キ グ ナ ス		113.93	
コ ス モ	128.54	114.39	127.98
そ の 他	125.21	114.27	126.38

##### 2025年9月 購 入 量 別 集 計 表

月間購入量	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
30 kℓ 未 満	123.89	115.42	126.87
30 ~ 50kℓ 未 満	118.85	115.30	136.00
50 ~ 100kℓ 未 満	119.60	113.90	126.80
100 kℓ 以 上	119.30	117.85	128.60

##### 2025年9月 購 入 量 別 集 計 表

月間購入量	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
30 kℓ 未 満	127.89	115.12	126.34
30 ~ 50kℓ 未 満	119.36	114.70	122.40
50 ~ 100kℓ 未 満	119.48	114.64	127.01
100 kℓ 以 上	123.10	115.38	122.32

##### 2025年9月 支 払 期 限 別 集 計 表

支払期限	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
30 日 未 満	125.16		
30 ~ 60 日 未 満	123.22	115.11	127.83
60 日 以 上	121.61	116.56	126.00

##### 2025年9月 支 払 期 限 别 集 計 表

支払期限	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
30 日 未 満	127.43	115.22	123.88
30 ~ 60 日 未 満	126.07	114.89	127.07
60 日 以 上	124.98	115.61	122.17

#### 軽油価格推移表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
2025 年 5 月	125.69	117.79	126.98
2025 年 6 月	121.17	110.27	119.81
2025 年 7 月	123.34	113.95	124.84
2025 年 8 月	122.32	114.51	126.12
2025 年 9 月	123.35	115.32	127.58

#### 軽油価格推移表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
2025 年 5 月	128.78	117.17	128.75
2025 年 6 月	122.63	110.58	121.48
2025 年 7 月	125.10	113.40	124.28
2025 年 8 月	124.98	114.13	125.64
2025 年 9 月	126.22	115.02	126.00

※消費税抜きの価格になります。

## 軽油価格調査報告（2025年10月分）について

全日本トラック協会が実施した標記について、その結果がまとまりましたので軽油購入にあたっての参考とされるようお知らせします。

### 軽油価格調査集計表（2025年10月分）

#### 東 北

##### 2025年10月 単 純 計 算 表

	スタンド 平 均	ローリー <sup>1</sup> 平 均	カード 平 均
	120.40	113.32	123.68

#### 全 国

##### 2025年10月 单 纯 計 算 表

	スタンド 平 均	ローリー <sup>1</sup> 平 均	カード 平 均
	124.94	113.08	124.07

##### 2025年10月 元 売 別 集 計 表

元売名	スタンド 平 均	ローリー <sup>1</sup> 平 均	カード 平 均
E N E O S	118.34	115.72	121.05
出光昭和シェル	119.16	112.47	124.18
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	119.13	114.24	126.80
そ の 他	123.37	112.51	124.32

##### 2025年10月 元 売 别 集 計 表

元売名	スタンド 平 均	ローリー <sup>1</sup> 平 均	カード 平 均
E N E O S	123.79	114.48	124.28
出光昭和シェル	126.21	113.48	123.03
エクソンモービル			
キ グ ナ ス		109.90	
コ ス モ	124.47	112.44	125.52
そ の 他	125.27	112.33	124.13

##### 2025年10月 購 入 量 別 集 計 表

月間購入量	スタンド 平 均	ローリー <sup>1</sup> 平 均	カード 平 均
30 kℓ 未 満	121.51	113.72	122.88
30 ~ 50kℓ 未 満	114.58	112.57	125.73
50 ~ 100kℓ 未 満	118.44	112.15	123.45
100 kℓ 以 上	117.65	116.05	126.80

##### 2025年10月 購 入 量 別 集 計 表

月間購入量	スタンド 平 均	ローリー <sup>1</sup> 平 均	カード 平 均
30 kℓ 未 満	126.54	113.13	124.72
30 ~ 50kℓ 未 満	117.44	113.21	120.01
50 ~ 100kℓ 未 満	118.04	112.96	124.13
100 kℓ 以 上	119.97	112.54	120.00

##### 2025年10月 支 払 期 限 別 集 計 表

支 払 期 限	スタンド 平 均	ローリー <sup>1</sup> 平 均	カード 平 均
30 日 未 満	127.18		
30 ~ 60 日 未 満	118.27	113.39	124.45
60 日 以 上	121.11	112.87	117.90

##### 2025年10月 支 払 期 限 別 集 計 表

支 払 期 限	スタンド 平 均	ローリー <sup>1</sup> 平 均	カード 平 均
30 日 未 満	126.47	112.55	121.23
30 ~ 60 日 未 満	124.56	113.19	125.47
60 日 以 上	125.05	113.11	119.37

#### 軽 油 価 格 推 移 表

	スタンド 平 均	ローリー <sup>1</sup> 平 均	カード 平 均
2025 年 6月	121.17	110.27	119.81
2025 年 7月	123.34	113.95	124.84
2025 年 8月	122.32	114.51	126.12
2025 年 9月	123.35	115.32	127.58
2025 年 10月	120.40	113.32	123.68

#### 軽 油 価 格 推 移 表

	スタンド 平 均	ローリー <sup>1</sup> 平 均	カード 平 均
2025 年 6月	122.63	110.58	121.48
2025 年 7月	125.10	113.40	124.28
2025 年 8月	124.98	114.13	125.64
2025 年 9月	126.22	115.02	126.00
2025 年 10月	124.94	113.08	124.07

※消費税抜きの価格になります。

トラック運送事業者の皆さまへ

# 免許取得 助成金・補助金 のご案内



青森県と公益社団法人青森県トラック協会は  
トラック運送事業者の人材確保を支援する助成制度を実施しています。

青森県トラック協会“会員”向け

“すべて”的中小トラック運送事業者向け

## ■ 貨物自動車運転免許取得助成

### 対象

- ・大型・中型・中型(8t 限定解除)
- ・準中型・準中型(5t 限定解除)
- ・けん引免許

### 助成額

取得費用の 1 / 3

※上限あり

### 申請締切

令和8年2月末

## ■ 若年ドライバー確保のための 運転免許取得支援助成

### 対象

- ・特例教習の受講
- ・準中型免許 新規取得
- ・準中型免許(5t 限定解除)
- ・外免切替講習の受講

### 助成額

上限額：10万円

※助成率は、取得免許・受講講習により異なります。

### 申請締切

令和8年2月末

※対象となる取得期間：令和7年4月1日～各助成・補助金締切

## ■ トラック運送事業者人材確保対策 「免許補助金」

### 対象

- ・大型免許

### 助成額

対象経費の 1 / 2

※上限あり

### 申請締切

令和8年3月2日

### 備考

青森県トラック協会が実施する、左記2つの助成金との併用可能です。  
※助成額に変動があります。

### 申請方法

支払い・免許取得完了後、申請書・添付書類を添えて青森県トラック協会へ提出してください。

本助成金・補助金は、トラック運送事業者が負担した費用のみを対象となります。個人負担分は対象外です。

助成金・補助金の詳細については、  
青森県トラック協会ホームページをご確認ください。  
(<https://aotokyo.or.jp/>)

お問合せ先

公益社団法人青森県トラック協会

017-729-2000

受付時間：平日 9:00～17:00

(12:00～13:00を除く)



青森県トラック協会HP



# 公益社団法人 青森県トラック協会

青森市大字荒川字品川1111番地3

TEL 017 (729) 2000番 IP 050-3387-9511

FAX 017 (729) 2266番

<http://www.aotokyo.or.jp>